

命 令 書

再 審 査 申 立 人 Y法人

再 審 査 被 申 立 人 X組合

上記当事者間の中労委令和4年（不再）第29号事件（初審北海道労委令和元年（不）第5号事件）について、当委員会は、令和6年10月16日第325回第一部会において、部会長公益委員山川隆一、公益委員磯部哲、同小坏淳子、同小畑史子、同久保田安彦出席し、合議の上、次のとおり命令する。

主 文

初審命令主文を次のとおり変更する。

再審査申立人は、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を、再審査被申立人に交付しなければならない。

記

令和 年 月 日

X組合

執行委員長 A 1 様

Y法人

理事長 B 1

当法人が、貴組合のA1執行委員長に対し、令和元年6月4日付けで、主任生活相談員から生活支援員への配置転換を命じたことは、中央労働委員会において、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であ

ると認定されました。

今後このような行為を繰り返さないようにします。

(注：年月日は文書を交付する日を記載すること。)

理

由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、Y法人（以下「法人」という。）が、札幌地方裁判所（以下「札幌地裁」という。）の緊急命令（平成31年（行ク）第2号。以下「本件緊急命令」という。）を受け、X組合（以下「組合」という。）のA2書記長を法人が経営する救護施設B2（以下「本件救護施設」という。）の生活支援員から生活相談員に戻す代わりに、令和元年6月4日（以下「令和」の元号は省略する。）付けで、組合のA1執行委員長（以下「A1委員長」という。）を主任生活相談員から生活支援員に配置転換したこと（以下「本件配置転換」という。）が、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第1号、第3号及び第4号の不当労働行為に該当するとして、同月14日、北海道労働委員会（以下「北海道労委」という。）に救済申立て（以下「本件申立て」という。）があった事案である。なお、2年7月27日付けで、組合は、労組法第7条第4号に係る不当労働行為の救済申立てを取り下げた。

2 初審における請求する救済内容の要旨

- (1) 本件配置転換を命ずるという不利益取扱いの禁止
- (2) A1委員長の主任生活相談員への復帰
- (3) A2書記長の原職復帰の代わりに本件配置転換をすることによる支配介入の禁止
- (4) 謝罪文の掲示

3 初審命令の要旨及び再審査申立ての要旨

北海道労委は、4年4月25日付けで、本件配置転換は労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するとして、法人に対し、A1委員長に生活支援員への配置転換を命じるという不利益取扱いの禁止、同委員長の主任生活相談員への復帰、A2書記長を生活相談員に戻す代わりにA1委員長を生活支援員に配置転換し組合の運営に支配介入することの禁止及びこれらに係る文書掲示を命ずることを決定し、同年6月17日、初審命令書（以下「初審命令」という。）を交付した。

法人は、これを不服として、同月24日、初審命令の取消し等を求めて、当委員会に対し、再審査を申し立てた。

4 本件の争点

- (1) 本件配置転換は、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか。
- (2) 本件配置転換は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。
- (3) A1委員長が4年4月1日付けで生活支援員の任を解かれ主任生活相談員を命じられたこと（以下「4年配置転換」という。）により、本件配置転換についての救済利益は失われたか。

なお、法人は、その後、6年1月9日付け辞令により同人に2階担当主任生活相談員を命じており、そのことにより救済利益が失われたかも問題となる。

第2 当事者の主張の要旨

1 本件申立ての却下を求める法人の主張について

(1) 法人の主張

6年1月9日付け辞令により、A1委員長は組合の求める2階担当主任生活相談員に復帰した。よって、本件は、労働委員会規則第33条第1項第6号「請求する救済の内容が、法令上又は事実上実現することが

不可能であることが明らかなとき」に該当し、組合の本件申立ては却下されるべきである。

(2) 組合の主張

上記(1)の主張は争う。

2 争点1（本件配置転換は、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか。）について

(1) 組合の主張

ア 本件配置転換の不利益性

(ア) A1委員長は、平成21年から不安定狭心症等に対する治療を継続している。また、重度睡眠時無呼吸症候群と診断され、平成27年1月からCPAP治療（CPAP（「Continuous Positive Airway Pressure」の頭文字）装置を着用した治療法。経鼻的持続陽圧呼吸療法とも言われる。後記第3の1(1)イ）を開始し、睡眠薬の内服も開始している。その上で、A1委員長は、主治医から、元年6月6日付けで、CPAP治療を行わない場合、高血圧症、心疾患の増悪、脳卒中を引き起こす可能性が高いこと及び夜勤や宿直は業務に支障を来す可能性が高い旨の診断書を受けている。よって、常日勤の生活相談員から、月に3回から5回程度、13時30分から翌朝9時30分までの宿直勤務が存在する生活支援員に配置転換されることで、A1委員長が生命身体に対する不利益を被ることは明らかである。

また、法人においては、生活相談員と生活支援員でどちらが職制として上という直接的な定めはないものの、生活支援員の業務は利用者に対する介助その他の支援業務であるのに対し、生活相談員は、利用者の個別の相談援助及び生活支援計画の策定業務等を行うとともに、会議の開催、実習生の指導、各種の企画立案等フロアの

業務を統括する役割を担っており、一部につき決裁者となるなど、生活支援員よりも上位の役割を担う業務があり、これらの点で、生活支援員よりも上位の職種に従事する者ということができる。さらに、人事の実績をみても、課長の直前に生活相談員であった者はいたが、生活支援員であった者はおらず、幹部候補として採用した生活支援員も採用後に生活相談員を兼務させた上で主任等に昇格させていることからすると、法人における人事処遇上の位置付けとしては、生活相談員が生活支援員よりも上位であるものとみるほかない。このようなことからすれば、本件配置転換が事実上の降格人事であり、人事上不利益なものであることは明らかである。

- (イ) A1 委員長は、主任生活相談員から、いわゆるヒラの生活支援員に配置転換された。「主任」は、本件救護施設の管理規程（以下「本件救護施設管理規程」という。）において「課を統括し所轄業務に従事する。」ものと規定されており、その他の職員とは職責において明確に異なり、職制上、一般職員の上に位置するものである。また、法人も職員会議において、主任や副主任へ「昇格」とする文書を配付したりしている。さらに、主任は、一般の生活支援員が参加しない職員会議に参加したり、各種の連絡担当業務も担当している。このように、主任を外れるのは、客観的な本件救護施設管理規程上も、法人の認識上も、実際の業務上も、降格人事となり、人事上の不利益が存在する。

イ 本件配置転換は不当労働行為意思に基づいてなされたものであること

- (ア) 法人は、本件緊急命令を受けてA2書記長を生活支援員から生活相談員に復帰させるに当たり、欠員となる生活支援員を新規採用することが可能だったのであるし、生活相談員が1名増えて5名にな

るとしても、法人は過去には生活相談員を5名又は6名配置していたのであるから、A1委員長を生活相談員から生活支援員に配置転換する業務上の必要性は全くない。

(イ) 法人は、本件配置転換について、A1委員長に辞令を交付する時まで説明をしなかった上、組合に対する説明もしていない。

(ウ) 法人は、平成25年から平成26年にかけて、組合に対し複数の不当労働行為をし、救済命令が発せられたにもかかわらず、再審査の申立てや取消訴訟の提起をしたと主張して同命令を履行しなかった。また、法人は、本件に先立ち、組合のA2書記長に生活相談員から生活支援員への配置転換を命じる不当労働行為をし、救済命令が発せられたにもかかわらず、これについて本件緊急命令が発せられるまで、同救済命令の履行を拒否していた。

(エ) A1委員長は重度睡眠時無呼吸症候群であり、宿直勤務が存在する生活支援員業務には適しない一方で、法人に入職して以来、生活相談員として就労し、主任にも昇進しており、生活相談員としての高度の適性を有していたこと等からすると、A1委員長を生活相談員から生活支援員に配置転換することは、明らかに人選又は個別的配転の相当性に欠ける。

(2) 法人の主張

ア 本件配置転換の不利益性

(ア) 法人は、A1委員長の重度睡眠時無呼吸症候群の申出に配慮し、宿直勤務を課すことはなく、2年3月には宿直勤務を全面的に免除しており、同人は一度も宿直勤務をしていない。したがって、A1委員長は、重度睡眠時無呼吸症候群なのに宿直勤務を課せられたとの不利益を何ら被っていない。

本件救護施設においては、B3職員とA3組合員についての2件

もの生活相談員から生活支援員への組合員の配置転換（後記第3の9(2)及び10(6)）の実績があり、当該組合員からも組合からも容認されているのだから、生活相談員から生活支援員への配置転換が不利益なものと一般的に認識されているとはいえない。

会議の開催、実習生の指導、各種の企画立案は、本件救護施設における生活相談員のなすべき業務というだけであって、それが直ちにフロアの業務を統括する役割とはいえないし、生活相談員にはフロアのリーダー的ないし管理職的側面があるともいえない。また、人事の実績において、生活支援員から課長に昇格した者が存在しなかったのは、生活支援員は圧倒的に女性が多く、女性生活支援員に管理職就任への意欲があるとはいえないという現実があったからである。

(イ) 法人は、本件配置転換に際し、A1委員長の主任を解いておらず、降格などさせていない。本件配置転換の辞令には主任を解く旨の記載がないし、法人は、A1委員長が主任になった際に昇給した号俸を本件配置転換に際し下げなかった。現に、その後のA1委員長に生活相談員を兼務させる辞令（後記第3の12(13)）上も、現職を「主任生活支援員」として「生活支援員兼生活相談員主任」を命じているし、さらにその後生活支援員を解き生活相談員を命じる辞令（同(15)）上も、「主任」であることを明記している。本件配置転換による業務上及び昇進上の不利益はない。

イ 本件配置転換は不当労働行為意思に基づいてなされたものではないこと

法人は、本件緊急命令によりA2書記長を生活相談員に暫定的に復帰させざるを得なくなり、生活支援員に欠員が生じ、生活相談員が過剰配置となるので、生活相談員であるA1委員長を生活支援員に配置

転換する業務上の必要性が生じた。そこで、本件配置転換を行ったのである。

そもそも A 2 書記長の配置転換についての不当労働行為性の判断と A 1 委員長の本件配置転換についての不当労働行為性の判断とは別個に判断されるべきものであって、A 2 書記長の配置転換につき不当労働行為意思が認められたからといって、本件配置転換につき不当労働行為意思が認められるとは限らないことは自明の理である。

初審命令は、本件配置転換の業務上の必要性和相当性について否定的な見解を述べるが、配置転換における業務上の必要性について、「余人をもっては容易に替え難いといった高度の必要性」に限定することは相当でなく、「労働力の適正配置、業務の能率増進、労働者の能力開発、勤務意欲の高揚、業務運営の円滑化など企業の合理的運営に寄与する点が認められる限りは、業務上の必要性の存在を肯定すべきである」とする最高裁判所（以下「最高裁」という。）判決（最高裁二小昭和 61 年 7 月 14 日判決、東亜ペイント事件）に明らかに反する。また、生活支援員の欠員を新規職員の採用で対応することは、本件救護施設の財政上困難であるし、生活相談員の過剰配置を回避することはできないのだから不相当である。そもそも、欠員補充を新規採用で行うか内部の配置転換で行うかの判断や組織体制及び職員の人員配置は、経営に関する事項であり、法人に裁量権があるのだから、組合や労働委員会が容喙すべきことではない。さらに、当時、A 1 委員長以外の生活相談員はいずれも管理職であったところ、管理職は、その業務の性格上日勤であるべきであって、生活支援員として時間的制約のあるシフト勤務をさせることになじまない。

本件救護施設においては、人事異動につき事前に組合の同意を得る協定など締結されていないし、組合や本人に対する事前説明や内示の

慣習もなく、本件配置転換に当たって事前説明や内示が行われなかったことは、特段異例の扱いではない。むしろ、本件救護施設においては、事前説明や内示のない人事異動が一般的である。本件配置転換についても、人事権は法人にあるのであるから、組合と協議する必要はないと発言したとしても当然のことである。

本件救護施設では、組合員の生活相談員から生活支援員への配置転換の前例実績が2例あり、いずれも容認されており、しかも生活支援員の欠員補充という喫緊の業務上の必要性和人選の相当性もあるから、A1委員長が組合員でなかろうと配置転換されたことが推認できるのであって、A1委員長が組合の組合員でなく通常の労働者であれば配置転換されなかったであろうなどとは認められない。すなわち、業務上の必要性和不当労働行為意思の競合があったとしても、A1委員長が組合員であることが本件配置転換を行うに至らしめた決定的動機ではない。

よって、本件配置転換は、不当労働行為意思によりなされたものには該当しない。

3 争点2（本件配置転換は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。）について

(1) 組合の主張

本件配置転換を含む度重なる不当労働行為事件の発生により、組合が主張することがかえって事態を悪化させているのではないかという疑念が組合内部に広がり、本件配置転換に関する抗議文や要求書の提出その他法人に対する抗議活動に対して、集会や執行委員会などで否定的な意見が顕著に増え、それらの活動が萎縮した。また、平成25年以降の法人と組合の労使関係悪化以後、組合員数の減少、組合員の活動意思の低下とそれに伴う団結力の低下、学習や交流等に参加できる人員や時間の

確保困難、執行委員会等における施設内利用や資料の施設内保管の制限など、組合活動が萎縮している。したがって、本件配置転換は、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

(2) 法人の主張

本件配置転換が組合の運営や活動に及ぼし得る影響につき組合は何ら具体的に主張・立証することなく、初審命令も、単に「労組法第7条第1号に該当するから同条第3号に当然に該当する」との論法で支配介入に該当すると判断している。本件配置転換には、組合の運営や活動に及ぼす具体的な影響や効果はなく、労組法第7条第3号の不当労働行為には該当しない。

4 争点3（4年配置転換により、本件配置転換についての救済利益は失われたか。）について

(1) 組合の主張

4年配置転換後も、A1委員長には、生活相談員としての中心的業務が与えられていなかったものであり、4年配置転換は、真の原職復帰たり得ないものであった。

また、6年1月9日付け辞令により、A1委員長は同年2月1日から2階担当生活相談員の業務に従事しているが、仮にA1委員長が原職復帰したといえたとしても、救済利益は失われていない。A1委員長の2階担当生活相談員への異動は、救済申立てから約4年8か月も経過した再審査の結審後になされた措置である上に、法人自身が、不当労働行為に基づく違法状態の解消のためではなく、1階担当生活相談員であったB4職員（以下「B4職員」又は「B4課長」という。）が退職するための人事であると明確に述べているところである。このような法人の態度を踏まえると、これまでの経緯からして、同種配転の繰り返しのおそれがあり、組合活動への萎縮効果や支配介入の繰り返しのおそれが相当

程度の蓋然性をもって認められる。

本件配置転換は、A 2 書記長に係る本件緊急命令を受けての措置であるが、「配置される人員が書記長から委員長に変わっただけであって、その実質としては、組合の要職にある者に対する不利益取扱いを継続させるもの」との初審命令の判断は、正に正鵠を射たものである。このような法人の行為は、憲法上保障された労働者の団結権に対する挑戦であるとともに、労働委員会における不当労働行為救済制度、そしてそれを実効性あるものにするための裁判所による緊急命令の制度に対する極めて悪質な挑戦である。このような極めて悪質な行為について、初審で敗北した法人が、再審査結審後に A 1 委員長を原職に戻したからといって、軽々しく救済利益が失われたとしてしまうことは、少なくとも本件においては、法人に、初審で救済命令を受けても、再審査申立てをし、審理を引き延ばした上で原職に戻せば済むと誤学習させてしまうだけであって、今後の労使紛争の防止に何ら結びつかないばかりか、同様の行為を誘発することとなる危険性が極めて高い。

したがって、本件における救済利益は、少なくともポスト・ノーティスと支配介入の禁止の部分では全く失われていないのであり、なお救済利益が認められるというべきである。

(2) 法人の主張

不当労働行為救済制度は、使用者の不当労働行為によって生じた労使関係の歪みを是正することにより、将来に向けて労使関係の正常化を図る制度である。しかるに、本件配置転換が不当労働行為に該当するとしても、その救済は、A 1 委員長を本件配置転換前の原職である主任生活相談員に復帰させることにその核心がある。

A 1 委員長は、4 年配置転換により、企画担当の生活相談員として、本件配置転換前の業務内容と何ら遜色のない業務に就き、従前と同様の

処遇を与えられたものであるし、その後、ホームレス就労支援入所実施要綱に基づくホームレス就労支援入所及び職場定着・自立継続業務（以下「就労支援事業」という。）の担当業務が加わることにより、一層、A 1 委員長の能力、適性、実績、経験に相応しい業務に従事することになったものである。

さらに、1 階担当生活相談員であった B 4 課長の退職により、1 階担当生活相談員に欠員が生じることとなり、2 階を担当していた A 2 書記長を 1 階担当主任生活相談員に補充異動した結果、A 1 委員長を 2 階担当とする業務上の必要性が生じたため、法人は、6 年 1 月 9 日付けにて A 1 委員長を 2 階担当主任生活相談員に異動させた。したがって、A 1 委員長は、本件配置転換前と全く同じ業務に復帰したのだから、組合には本件申立てにつき救済利益がないことは明らかとなり、不当労働行為救済命令制度の目的は完全に達成され、救済命令発出の必要性が失われている。

第 3 当委員会の認定した事実

1 当事者等

(1) 組合等

ア 組合は、本件救護施設において昭和 4 9 年に結成された労働組合であり、A 4 地方本部に所属している。組合員数は、平成 2 6 年 7 月時点は 2 4 名であったが、4 年 7 月時点では 1 6 名である。

イ A 1 委員長は、平成 1 3 年に法人に入職して以来、本件救護施設において生活相談員として就労を開始し、平成 2 6 年 1 0 月に主任生活相談員となり、本件配置転換まで生活相談員として就労していた。同人は、社会福祉主事の任用資格を有している。

また、同人は、平成 2 1 年 1 1 月から不安定狭心症等の治療を行い、

平成25年6月から平成29年1月までの間に三度の経皮的冠動脈ステント留置術を受け、平成26年12月には、重度睡眠時無呼吸症候群と診断され、平成27年1月からCPAP治療を導入するとともに、睡眠薬の内服も開始した。このほか、糖尿病、脂質異常症及び高尿酸血症の治療を行っている。なお、CPAP治療とは、機械で圧力をかけた空気を鼻から気道に送り込み、気道を広げて睡眠中の無呼吸を防止する治療法である。

組合には入職直後の平成13年に加入し、平成24年以降、組合の執行委員長に就任している。

ウ A2書記長は、平成4年4月1日に法人に入職し、同年から本件救護施設の生活支援員として就労を開始し（下記9(1)）、平成11年11月1日に職種変更の辞令を受け生活相談員として勤務していたが、平成28年4月1日に生活支援員に配置転換された。元年6月4日からは、本件緊急命令（下記9(15)）を受けて、法人により、暫定的に生活相談員に復帰することを命じられ、北海道労委の命令（下記9(12)）の確定（2年10月27日、下記12(12)）をもって、正式に生活相談員に配置転換された。

同人は、法人に入職する前に介護福祉士の資格を取得し、平成18年に社会福祉士、平成25年に精神保健福祉士の資格を取得している。

また、同人は、平成5年4月頃、腰部椎間板ヘルニアの診断を受け、入院や通院治療を受けていた。

組合には、平成4年頃に参加し、平成10年頃以降、組合書記長として活動しているほか、平成9年以降、A4地方本部の副執行委員長、平成28年夏頃以降、同執行委員長を務めている。

(2) 法人等

ア 法人は、札幌市内で、本件救護施設のほか、特別養護老人ホームB5、保育園B6等を経営する社会福祉法人である。

救護施設は、生活保護法に定められた保護施設の一つであり、「身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設」であり（生活保護法第38条）、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならないとされている（「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」（昭和41年厚生省令第18号）（以下「運営基準」という。）第16条第1項）。

イ B7常務理事（以下、施設長在任当時は「B7施設長」という。）は、法人の先代理事長の子で、平成11年12月1日に法人に入職し、平成18年7月から平成20年6月まで本件救護施設の施設長を務めていたが、いったん次長職に転任し、平成23年2月から3年3月まで再び同施設長を務めた。平成24年4月1日からは同施設長のほかに、法人本部の事務局長を務めるとともに、平成25年1月30日に法人理事に就任し、平成26年4月1日には常務理事に就任している。

ウ B8施設長（以下、次長在任当時は「B8次長」、施設長就任後は「B8施設長」という。）は、昭和61年9月1日に法人に入職し、長年本件救護施設の生活相談員として勤務していた。平成13年5月1日に管理職となり、平成23年4月1日からは同施設の次長職として施設長を補佐してきた。3年4月1日からは同施設長を務めている。

エ B9元施設長は、昭和48年3月に法人に入職し、平成26年1月に退職した。この間、B6の園長を務めた1年間を除き、平成13年

4月から平成23年1月まで本件救護施設の施設長を、平成23年1月から平成26年1月までは、B5の施設長を務めた。

2 救護施設の職員配置基準等

- (1) 運営基準において、救護施設には、施設長、医師、生活指導員、介護職員、看護師又は准看護師、栄養士及び調理員を置かなければならないと定められている（運営基準第11条第1項）。

本件救護施設では、生活指導員を生活相談員と呼び、介護職員を生活支援員と呼んでいる。

運営基準において、生活指導員の資格要件については、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬと定められている（運営基準第5条第2項）が、介護職員の資格要件については、特段の定めはない。

なお、社会福祉法第19条第1項は、社会福祉主事の任用資格を定める規定であり、運営基準第5条の「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者、国又は地方公共団体において社会福祉に関する職務に携わったことのある者等であって、生活指導員にあつては、利用者の生活の向上を図るために適切な指導を行う能力を有する者をいうとされている（「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について」（昭和41年12月15日付け社施第335号厚生省社会局長通達）第1の4）。

- (2) 救護施設における生活指導員（生活相談員）、介護職員（生活支援員）などの職員数は、生活保護法第39条第2項第1号及び運営基準第11条第2項に基づき、厚生省社会局長作成の「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」（昭和63年5月27日

付け社施第85号)と題する通知の「2職員の適正配置について」の別表「保護施設職員職種別配置基準表 (1)救護施設」に定められている(以下「保護施設職員職種別配置基準」という。)。ここで定められている人数が、保護施設事務費単価の積算基礎となる職員数とされ、その人数分の保護施設事務費が支給される。

救護施設の定員が141名ないし150名の場合と151名ないし160名の場合の職員配置基準は、次のとおりとなっている。

(別表抜粋)

職種 取扱 定員	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 指 導 員	指 導 員	介 護 職 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等	医 師	介 助 員
141～ 150	39	1	2	1		25	2	1	5	1	1
151～ 160	42	1	2	1	1	27	2	1	5	1	1

また、上記厚生省社会局長作成の通知により、障害者入所者数の割合が規定以上であること等の一定の要件を満たす救護施設には、定員数と障害者入所者数の割合に応じて生活指導員(生活相談員)数を加算した指導員加算費が支給される。定員が101名以上150名以下の救護施設においては、障害者入所者数の割合が70パーセント以上の場合、加算される生活指導員(生活相談員)の数は1名である。また、定員が151名以上200名以下の救護施設においては、障害者入所者数の割合が70から79パーセントの場合は加算される生活指導員(生活相談員)1名、80パーセント以上の場合は2名である。

なお、運営基準において直接利用者の処遇に当たる職員(生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師)は必要な総数が定められているところ、総数内における各職種の配置については各施設の実情に応じて

定め、入所者の処遇に支障がないよう必要な配置を行うこととされている。

本件救護施設においては、本件申立て時点では、生活相談員と生活支援員のどちらが職制として上位であると明示する規定等はなかったが、法人は、本件申立て後になされた本件救護施設管理規程改正（下記 4 (2)）の際、「生活支援員と生活相談員は、いずれも、利用者の生活に必要な支援を業務とする職種であり、両職種間にはその担う業務の役割に上下はなく、又、人事処遇上の位置付けに上下はない。」（第 6 条第 3 項第 7 号）との規定を新たに設けた。

- (3) 救護施設では、4 月 1 日現在で、定員に対する利用者数の割合が 90 パーセント以上であることが、生活保護法による保護施設事務費（指導員加算費、看護師加算費、介護職員加算費）加算の要件の一つであることから、法人は、平成 28 年 2 月 1 日現在の利用者数が 142 名であったことなどを踏まえ、同年 4 月 1 日から定員を 160 名から 150 名に減員した。

なお、その後も本件救護施設の利用者数は伸びない状況が続いている。

3 就労支援事業及び居宅生活訓練事業

- (1) 本件救護施設では、平成 16 年以降、札幌市から委託を受けて就労支援事業を行っており、同事業を担当する生活相談員を配置していた（下記 6 (2)、(3)）。就労支援事業は、就労による社会復帰の意思のあるホームレスに対し、基本的な生活上の処遇や求職活動に対する支援等を行うことにより、自立を支援するもので、就労支援入所期間は 3 か月以内、この事業の受託者はそのための指導員を 1 名置くこととされている。

なお、平成 29 年 2 月 15 日の改正（同年 4 月 1 日から適用）前の札幌市のホームレス就労支援入所実施要綱では、「入所者に対する支援を

行うため、施設に専任の指導員 1 名を置く。」とされていたが、改正後は、「入所者に対する支援を行うため、施設に指導員 1 名を置く。指導員は、入所者の支援に支障の無い限りにおいて、他の職務と兼ねることを妨げない。ただし、保護施設事務費の算定基礎となる職員、その他の職務において専任として配置されている職員と兼ねることは認められないので留意すること。」とされた。

この事業の受託者は、ホームレスに対し、「日常生活・集団生活に関する指導援助、求職活動・就労に関する指導援助等」を行うこととされ、具体的には、入所者の援助方針の決定、面接の記録、援助経過の記録、札幌市に対する毎月の援助経過報告、毎月の業務報告等を行うことになっている。

- (2) 本件救護施設では、施設機能強化推進費実施要綱（昭和 62 年 7 月 16 日付け社施第 90 号厚生省社会局通知）に基づく救護施設居宅生活訓練事業（以下「居宅訓練事業」という。）を行っており、同事業を担当する生活相談員を配置していた（下記 6 (3)）。居宅訓練事業とは、救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるよう施設において居宅生活に向けた生活訓練を行い、居宅生活への移行を支援するものである。

上記要綱では、①訓練期間は、原則 6 か月間とし、この期間の対象人員は 3 名から 5 名程度とすること、②事業の実施に当たっては、原則として、2 名以上の職員を配置し、実務上の責任者を専任職員として 1 名配置すること、③日常生活訓練（食事、洗濯、金銭管理等）、社会生活訓練（公共交通機関の利用、通院、買い物等）、その他自立生活に必要な訓練について、あらかじめ 6 か月間の訓練計画を定めることとされている。

居宅訓練事業は、毎年必ず行われる事業ではなく、本件救護施設で

は、平成30年度は同事業を行わなかった。

4 本件救護施設の就業規則・役職等

- (1) 本件救護施設の就業規則第7条では、「法人は業務上必要がある場合は職員の就業する業務の変更を命じることがある。」と定めている。
- (2) 本件申立て時点の本件救護施設管理規程では、職員の職務について、「課長・主幹・主任は施設長の命を受けて課を統括し所轄業務に従事する。」(第4条第3項)、「その他の職員は、上職の命令を受けて所轄業務に従事する。」(同条第4項)と規定していた。

もともと、法人は、本件申立て後の2年10月19日、上記規程を改正し、「課長は施設長の命を受けて課を統括し所轄業務に従事する。」

(第4条第3項第1号)、「主幹は施設長の命を受けて課長を補佐し、課長に事故あるときは、又は設置されてない^(ママ)ときは、その職務を代行する。」(同第2号)と改め、主任については、現行の「その他の職員は、上職の命令を受けて所轄業務に従事する。」(同条第4項)の「その他の職員」に包含することとした。

本件救護施設においては、生活相談員には、課長、主幹、主任等の役職名が付与されることが相当程度みられ、A1委員長も、平成26年10月に主任生活相談員になったときに2号俸昇給した(上記1(1)イ)。当時、法人では、主任は、管理監督者ではなく職員を指揮する立場ではないが、職場における地位としては、主任ではない職員よりは上位であると認識されていた。ただし、A1委員長は、本件救護施設管理規程で定める「課を統括」する業務は行っていなかった。

また、A1委員長については、本件申立て後の2年10月1日の定期昇給の辞令に現職を「主任生活支援員」と記載され(下記12(11))、3年4月1日には、現職「主任生活支援員」から「生活支援員兼生活相談員 主任を命ずる。」との辞令が発せられた(下記6(3)カ、12(13))。そ

の他、生活支援員として法人に入職し、生活相談員と生活支援員を兼務するようになったB4職員に、主任の職名が付与されたことがあった（下記7(3)）。なお、同人は、後に生活支援員兼生活相談員主幹を経て（下記12(13)）、課長となった（下記6(3)カ、12(15)）。

主任生活相談員については、上記改正の前後を通じて、「主任生活相談員は、苦情解決・面接・身上調査並びに利用者支援の企画、実施及び支援に関する業務に従事する。」（第4条第8項）と規定されている。

このほか、主任及び主幹の職務についての具体的な定めはない。

法人は、2年10月の職員会議において、上記改正につき、新旧対照表を配布して周知した。

なお、法人の2年度社会福祉施設概況報告書における「諸規程等の整備状況」の管理規程欄には、法人の平成16年3月10日後の本件救護施設管理規程の改正履歴の記載はない。

また、上記改正後、主任が担当する業務に関する運営方法及び作業内容に変更はない。

5 本件救護施設の生活相談員と生活支援員の勤務内容など

- (1) 本件救護施設における、生活相談員と生活支援員の業務に関する勤務時間、休日、手当、業務の内容などは、下記のとおりである。

記

	生活相談員	生活支援員
法令上の名称	「生活指導員」 （運営基準第11条第1項第3号）	「介護職員」 （運営基準第11条第1項第4号）
勤務	日勤8時45分～17時10分 半日8時45分～12時35分 （2か月に1回程度）	日勤8時45分～17時10分 （月に10日前後） 半日8時45分～12時35分 （月に1～2回）

時 間		遅番 11時5分～19時30分 (月に3～5回) 宿直 13時30分～翌9時30分 (月に3～5回程度)
休 日	土日祝日 (月に1～2回程度、土日祝日の 勤務あり)	シフトにて調整
手 当	業務手当月1万3000円	業務手当月1万8000円
業 務 内 容	①利用者の苦情・要望・悩み・対人トラブルに関する苦情及び解決 ②家族・病院・生活保護実施機関・他施設・各種障がい支援機関と相談や連絡調整 ③福祉制度・年金制度等、利用手続支援及び代行 ④各フロアで生活支援員と利用者の生活支援内容の検討、実施、計画策定 ⑤施設内行事の企画・運営 ⑥通院業務(付き添い、Drからの病状説明、通院、入退院送迎など) ⑦各種施設内活動支援(裁縫クラブ、カラオケ会、音楽療法補助、施設内レクリエーション) ⑧実習担当(学生の受入れ、指導担当) ⑨フロア内会議の開催・意見集約 ⑩夜間・休日待機当番(勤務外の緊急応援呼出し対応) ⑪入所検討会への参加 ⑫各種障がい手帳に関する諸手続支援・代行	①食事介助(配膳・食事介助) ②排泄介助(オムツ介助、トイレ指導・声掛け、清拭) ③入浴介助(着替え・浴室内洗髪・洗体等介助) ④洗濯介助(洗濯物の回収、洗濯機乾燥機使用、衣類収納) ⑤着替え介助(起床・就寝時、失禁時等) ⑥夜間巡回、ナースコール対応、褥瘡予防の体位交換等 ⑦清潔保持介助(清拭・洗面・髭剃り・歯磨き等介助) ⑧金銭管理代行(小遣いの出納管理) ⑨買い物代行(日用品や嗜好品、衣服の購入等) ⑩個人記録記入、作成 ⑪服薬確認

- (2) 本件救護施設では、生活相談員は、利用者に対する支援内容などについて毎朝行われる職員同士の話し合いの場で、司会進行を行っている。A1委員長も、本件配置転換まで、生活相談員として、こうした役割を果たしてきた。

- (3) 本件配置転換当時、本件救護施設における生活支援員の休暇申請届、生活支援日誌及び生活経過記録には、生活相談員の押印欄はあるが生活支援員の押印欄はなかった。また、法人作成の社会福祉施設概況報告書の「Ⅲ 利用者の状況」の「(14) 利用者預り金の状況」には、入出金の処理は、生活相談員、課長、次長、施設長の決裁を得てから現金を払い出すことになっているとの記載があった。

6 本件救護施設における生活相談員の配置体制等

(1) 生活相談員の配置体制

本件救護施設では、平成12年に建物を改築して3フロア構成となつてから、生活相談員の配置について、課長1名が主任生活相談員として全体を統括するほか、各フロアに1名の生活相談員を配置した上で、さらに生活相談員（作業担当とされた）を1名配置し、5名体制とした。

平成16年3月4日当時の施設長であったB9元施設長は、組合に対し、同日付け書面により、「当施設の職員配置は業務の必要性からも、貴労組からの長年の要求にも応え、国の定める配置基準に3名の加算を加え、さらに5名（常勤換算）を過配置しております。これを基本配置として位置付け、今後ともこの配置内容を確保し続けなければなりません。」との方針を示した。この方針の下で、生活相談員は、加算のための追加配置が1名、過配置が2名で、合計5名の体制であった。

(2) 平成20年度以降の生活相談員の配置状況

平成20年度以降平成27年度まで、生活相談員は、就労支援事業などの実施状況に応じ、5名から6名が配置されていたが、平成28年度には4名の配置となり、B10課長は、同年度から就労支援事業の生活相談員と1階フロアの生活相談員を兼ねるようになった。

また、平成28年度に定員が160名から150名に減員された（上記2(3)）。これにより、保護施設職員職種別配置基準（上記2(2)）の配

置基準上、最低限配置すべき生活指導員（生活相談員）の人数は、主任生活指導員（主任生活相談員）１名と生活指導員（生活相談員）１名の計２名から主任生活指導員（主任生活相談員）１名のみとなり、同配置基準の人数分支給される保護施設事務費が１名分のみとなった。なお、一定の要件を満たす救護施設には、同事務費に加え、生活指導員（生活相談員）数を加算した指導員加算費が支給されることとなっており（上記２(２)）、本件救護施設は１名分の加算措置を受けていた。

平成２９年度には、定員に対する障害者入所者数の割合が減少し、生活指導員（生活相談員）の加算措置が認められなくなったが、引き続き４名が配置された。

(３) 本件配置転換前後の生活相談員の配置状況

ア 平成３０年度には、Ｂ４職員及びＢ１１職員が生活支援員から生活支援員兼生活相談員となったが、生活相談員ではなく生活支援員枠となっており、生活相談員は引き続き４名の配置となっていた（同年度の本件救護施設の定員が１５０名であったこと及び指導員加算費が支給されていなかったことについては、平成２９年度と同様であった）。

平成３０年度時点の本件救護施設の組織体制は、Ｂ７施設長の下に、生活相談員であるＢ８次長がおり、その下に総務課、生活一課及び生活二課があり、生活一課には、生活相談員であるＢ１０課長の下に生活支援員（生活支援員兼生活相談員となったＢ４職員及びＢ１１職員を含む。）が配置され、生活二課には、生活相談員であるＢ１２課長の下に、主任生活相談員であるＡ１委員長及び生活支援員が配置されていた。

イ 平成３１年４月１日付けの組織改正により、総務課と生活一課を統合して施設一課が新設されるとともに、生活二課が施設二課に改称さ

れた。施設一課には、就労支援担当の生活相談員である B 1 0 課長の下に生活支援員（上記アで生活支援員兼生活相談員となった B 4 職員及び B 1 1 職員を含む。）がおり、それ以外に、総務係として事務員、栄養士などが配属され、施設二課には、2 階担当の生活相談員である B 1 2 課長の下に、3 階担当の主任生活相談員である A 1 委員長及び生活支援員が配置された（その他に、B 8 次長が居宅訓練担当の生活相談員であった）。また、法人は、同日付けで B 3 職員を生活支援員から事務員に配置転換し、総務係に配属するとともに、B 3 職員の後任の生活支援員として職員 1 名を新規採用したほか、事務員 1 名を事務員兼介助員とした。その他、上記のとおり、前年度から、B 4 職員及び B 1 1 職員が、生活支援員枠ではあるが生活支援員兼生活相談員となっていた（元年度の本件救護施設の定員が 1 5 0 名であったこと及び指導員加算費が支給されていなかったことについては、上記アと同様であった）。

【本件配置転換直前（平成 3 1 年 4 月 1 日時点）の生活相談員配置状況】

No.	職責	相談員名	氏名
1	次長	居宅訓練担当	B 8
2	施設一課長	就労支援担当	B 1 0
3	施設二課長	二階担当	B 1 2
4	施設二課主任	三階担当	A 1

ウ 元年 6 月 4 日、本件緊急命令（下記 9 (15)）を受け、法人は、A 2 書記長を生活支援員から 3 階担当の生活相談員に配置転換し、A 1 委員長を主任生活相談員から 1 階生活支援員とする本件配置転換をした（下記 1 0 (2)）。

【本件配置転換直後（元年 7 月 1 日時点）の生活相談員配置状況】

No.	職責	相談員名	氏名
1	次長	居宅訓練担当	B 8
2	施設一課長	就労支援担当	B 1 0
3	施設二課長	二階担当	B 1 2
4	施設二課員	三階担当	A 2

エ 元年8月16日、法人は、A1委員長を生活支援員から2階主任生活相談員を仮に命じる旨の辞令により配置転換した（下記12(4)）。

これに伴い、生活相談員は5名体制となり、それまで2階担当であったB12課長は新たに「2、3階総括」の生活相談員となり、生活相談員は5名体制となった。

【元年8月16日時点の生活相談員配置状況】

No.	職責	相談員名	氏名
1	次長	居宅訓練担当	B 8
2	施設一課長	就労支援担当	B 1 0
3	施設二課長	二、三階総括	B 1 2
4	施設二課主任	二階担当	A 1
5	施設二課員	三階担当	A 2

オ 2年3月27日、法人は、札幌地裁の仮処分決定の取消決定を受けて、A1委員長を2階主任生活相談員から1階生活支援員に配置転換した（下記12(9)）。

【2年3月27日時点の生活相談員配置状況】

No.	職責	相談員名	氏名
1	次長	居宅訓練担当	B 8
2	施設一課長	就労支援担当	B 1 0
3	施設二課長	二、三階総括	B 1 2
4	施設二課員	三階担当	A 2

カ 法人は、3年4月1日付けで、A1委員長に主任生活支援員から生

活支援員兼生活相談員主任を命じる辞令を発した（下記 1 2 (13)）。

その後、法人は、4 年 4 月 1 日付けで、A 1 委員長に生活支援員兼生活相談員主任から主任生活相談員を命じる辞令を発し、総務課の「行事担当、企画立案/作業」とした（4 年配置転換。下記 1 2 (15)）。また、B 4 職員が生活一課長に就任して新たに「一階担当」の生活相談員とされたため、生活相談員は 5 名となり、その配置状況は以下のようになった。なお、この間に、従来の施設一課、二課という体制は、生活一課、二課という体制となっていた。

【4 年 5 月 1 日時点の生活相談員配置状況】

No.	職責	相談員名	氏名
1	次長	就労支援担当	B 1 0
2	生活一課長	一階担当	B 4
3	生活二課長	三階担当	B 1 2
4	生活二課員	二階担当	A 2
5	総務課主任	行事担当 企画立案/作業	A 1

キ 法人は、1 階担当の生活相談員であった B 4 課長の退職に伴い、6 年 1 月 9 日付けで、A 1 委員長に 2 階担当主任生活相談員を命じる辞令を、また、A 2 書記長に 1 階担当主任生活相談員を命じる辞令を発した（下記 1 2 (17)）。

【6 年 2 月 1 日時点の生活相談員配置状況】

No.	職責	相談員名	氏名
1	次長		B 1 0
2	生活一課主任	一階担当	A 2
3	生活二課長	三階担当	B 1 2
4	生活二課主任	二階担当	A 1

7 生活支援員兼生活相談員について

- (1) 生活支援員兼生活相談員は、運営基準、保護施設職員職種別配置基準

や本件救護施設管理規程で定められた職制上の職種ではない。

- (2) 本件救護施設において、生活支援員と生活相談員の兼任がなされたのは、A 1 委員長のほか、B 4 職員及びB 1 1 職員の 2 例があった。
- (3) 法人では、生活支援員のうち幹部候補生として採用した者に広く救護施設の業務を経験させる趣旨から、生活支援員に生活相談員を兼任させる人事を行っており、この人事によって、B 4 職員及びB 1 1 職員は、平成 3 0 年度に生活支援員兼生活相談員になった（上記 6 (3)ア、下記 1 2 (13)）。その後、B 4 職員（当時主任）は、生活支援員としての宿直を含むシフト勤務に加えて、B 1 0 課長の指示の下、生活相談員の業務に従事していた。

8 法人の財政状況

平成 3 0 年度の法人全体の資金収支計算書では、当期資金収支差額の合計は、約 2 4 3 万円の黒字であり、元年度が約 1 4 5 0 万円の黒字となっている。

また、本件救護施設単体の平成 3 0 年度の当期資金収支差額は約 8 2 8 万円の赤字、元年度が約 2 7 万円の黒字となっている。これは、平成 3 0 年度において、主として居宅訓練事業が休止された影響が大きい。

法人全体の貸借対照表では、平成 3 0 年度及び元年度共に「負債及び純資産の部合計」は約 2 2 億円、「純資産の部合計」が約 1 8 億円となっている。本件救護施設単体では、「負債及び純資産の部合計」は約 1 0 億円、「純資産の部合計」が約 8 億円となっている。

9 組合と法人との従前の労使関係

- (1) 本件救護施設では、平成 4 年に A 2 書記長が初めて男性の生活支援員として採用されるまでの間、生活支援員は全員女性であった。その後、平成 1 1 年まで、男性の生活支援員としては、A 2 書記長と他 1 名の男性生活支援員が配置されていたが、平成 1 1 年に A 2 書記長が生活相談

員に異動した以降、再び生活支援員は全員女性となった。平成24年、B7施設長は、男性の生活支援員を増員する方針を示し、同年4月1日、生活相談員であったB3職員と、事務職員であったB13職員が生活支援員に異動した。

- (2) 組合は、平成26年4月28日、北海道労委に対し、法人を被申立人として、次の行為が労組法第7条第1号ないし第3号の不当労働行為に該当するとして、救済の申立てをした（以下「第1次事件」という。）。

ア 本件救護施設の利用者が北海道福祉サービス運営適正化委員会に申し立てた苦情について、A3組合員からB7施設長に対しあつせんに応じるよう要望したことなどを理由に、法人が平成26年4月1日付でA3組合員を生活相談員から生活支援員に配置転換したこと

イ 法人が、組合の平成25年10月9日付け団体交渉申入れに対し、「団体交渉については、文書で報告のとおりであり、これ以上の回答はない」旨の回答書を交付したこと

ウ 法人が、組合との間で取り交わした平成26年2月26日付け団体交渉確認書に反し、同年3月31日までに、就業規則改正の理由等を明記した文書を提示せず、また、就業規則改定及び職務義務免除廃止に係る協議日程を提示しなかったこと

エ 同月18日及び同年4月3日に組合が申入れをした団体交渉について、法人が、開催場所を法人施設内の集会室とすることを拒否し、外部施設での開催に固執するとともに、組合側の参加人数を制限して、結局、団体交渉を行わなかったこと

- (3) 平成26年5月8日、A1委員長が、組合の臨時集会のために集会室の利用申請に赴いた際、B7施設長は、「今後、組合とは折り合いつきませんから。ま、ずーっと話し合い、話し合い、話し合い。うちは折れないし、そっちも強硬派の組合なんで折れない。ということはずっとそ

んな関係。そしてどうなるかっていったらこれは今度、こんな関係ったらどんどん悪くなる。今度、組合員に状況を全部話す。こういう組合こういう組合ということで話す。こうなると、何人か組合辞める人間が出てくる。」などと発言した。

- (4) また、B 7 施設長は、平成 2 6 年 1 0 月 2 8 日、A 1 委員長に対して、「俺と A 1 さんで話をしようと思ってたけど、まあ、どんな結果になろうともさ…関係はもう無理だ。特に A 2 は。A 2 に関しては徹底的にやるから。その趣旨のことをおれが言ったって言わないで、なんかそんな感じのような…A 2 に…。今徹底的にやるから今。」などと発言した。

- (5) 北海道労委は、平成 2 7 年 7 月 2 1 日、第 1 次事件の救済命令（以下「第 1 次命令」という。）を下記のとおり発した。

記

- 1 法人は、組合の平成 2 5 年 1 0 月 9 日付け団体交渉申入れに対して、「団体交渉については、文書で報告のとおりであり、これ以上の回答はない」旨の書面を交付することにより組合に対する支配介入をしてはならない。
- 2 法人は、平成 2 6 年 2 月 2 6 日付け団体交渉確認書で確認した、平成 2 5 年度中に、就業規則改正の理由等を明記した文書の提示をせず、また、就業規則改正及び職務専念義務の免除の廃止についての協議日程を提示しなかったことにより、組合に対する支配介入をしてはならない。
- 3 法人は、法人施設内の集会室を開催場所とすることを拒否し、また、組合の参加人数を制限することにより、団体交渉を拒否してはならない。
- 4 上記 1 ないし 3 の行為が不当労働行為であると認定された旨の文書

揭示

5 組合のその余の申立てを棄却する。

なお、北海道労委は、同命令において、A3組合員の配置転換について、本件救護施設の業務を知る若手職員の配置転換であり、経営上の合理性もあり、業務上の必要性が認められ、A3組合員は生活相談員のときは組合の執行部ではなく、同人の配置転換は労組法第7条第1号の不当労働行為に該当しないと判断した。

(6) 法人は、平成28年2月18日、事前の内示や打診を行うことなく、A2書記長に対して、同年4月1日付けで生活相談員から生活支援員に配置転換する辞令を交付した。

これに対し、組合は、同年3月25日、北海道労委に対し、上記配置転換は、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当するとして、救済の申立てをした（以下「第2次事件」という。）。

(7) 組合は、平成28年3月30日付け書面により、法人に対し、上記(6)の配置転換について、理事長出席の下、集会室で団体交渉を行うよう申し入れた。

これに対し、法人は、同年4月8日付け書面により、組合に、北海道労委の第1次命令は確定していない、理事長が団体交渉に出席する必要はない、上記(6)の配置転換については、集会室での団体交渉を行う考えはないなどと回答した。

(8) 組合は、平成28年4月12日付け書面により、法人に対し、上記(7)の回答について、救済命令が交付されたときは遅滞なく命令を履行しなければならず、第1次命令に対して再審査申立てを行っても、その効力は停止されるものではないとして、命令書に基づき集会室での団体交渉を開催することなどを要求し、同月15日までの回答を求めた。

これに対し、法人は、同日付け書面により、組合に、開催場所につい

ては、施設長室（１０名以内の場合）又は施設事務室（１０名超３０名以内の場合）とすることなどを提案するので、同月１８日の始業開始時間までに回答してほしいと通知した。

- (9) 組合は、平成２８年４月１７日付け書面により、法人に対し、上記(8)の回答について、北海道労委の第１次命令に基づき団体交渉を開催してほしいことなどを通知した。

これに対し、法人は、同月２２日付け書面により、組合に、第１次事件の命令に不服であるため当委員会に再審査の申立てをしており、第１次命令を履行する考えはない、団体交渉については、課題解決の決定権限を有する施設長が対応するので、理事長同席で行う考えはない、集会室を開催場所とする団体交渉を行う考えは一切なく、１０名以内の場合は施設長室、１０名超３０名以内の場合は施設事務室で行うことを提案するなどと回答した。

- (10) 平成２８年９月１３日、当委員会は、第１次事件について、法人に集会室を開催場所とする団体交渉を拒否することの禁止等を命ずる旨の再審査命令を発出した。同月１６日、組合は、法人に対し、今後の団体交渉の開催及びあり方を交渉事項とし、開催場所を集会室とする団体交渉を申し入れた。

これに対し、法人は、同月３０日付け書面により、組合に、東京地方裁判所に取消訴訟を提起することを決定しているので、上記再審査命令を履行する考えはない、施設長室、施設事務室又は外部施設での団体交渉の開催を提案するなどと回答した。

法人は、同年１０月１日、上記再審査命令を不服として、東京地方裁判所に取消訴訟を提起したが、同地裁は、平成２９年１２月１３日、法人の請求を棄却する判決を、東京高等裁判所は、平成３０年５月２３日、法人の控訴を棄却する判決をそれぞれ言い渡し、最高裁は、同年１

1月16日、法人の上告受理申立てを受理しないとの決定をした。

- (11) 組合は、平成28年10月6日、法人に対し、取消訴訟の提起が再審査命令の効力に影響を及ぼさないことを指摘し、集会室での団体交渉の開催を申し入れた。

これに対し、法人は、同月25日付け書面により、再度、組合に、上記(10)の再審査命令を履行する考えはない、団体交渉への参加人数に応じて施設長室、施設事務室又は外部施設での開催を提案するなどと回答した。

- (12) 北海道労委は、平成30年10月30日、第2次事件の救済命令（以下「第2次命令」という。）を下記のとおり発した。

記

1 法人は、A2書記長が労働組合の組合員であることを理由に、同人に対し生活支援員への配置転換を命じるという不利益な取扱いをしてはならない。

2 法人は、組合と一切協議を行うことなく、一方的にA2書記長に対し生活支援員への配置転換を命じて、組合を無視ないし軽視することにより、組合の運営に支配介入してはならない。

3 上記1及び2の行為が不当労働行為であると認定された旨及び今後同種行為を繰り返さない旨の文書掲示

- (13) 組合は、平成30年11月2日付け書面により、法人に対し、第2次命令の履行及びA2書記長を生活相談員として勤務させることとそのため環境整備等を要求した。

これに対し、法人は、同月12日付け書面により、①第2次命令は承服し難い命令であり、再審査の申立て又は取消訴訟の提起をする予定なので、命令を履行する考えはない、②同命令はA2書記長の生活相談員への復帰を命じるものではなく、組合が要望する配置転換を行うことは

考えていないなどと回答した。

同月２６日、法人は、第２次命令を不服とし、札幌地裁に取消訴訟を提起した。

- (14) 組合は、平成３０年１１月１９日付け書面により、法人に対し、再審査の申立てや取消訴訟の提起をしても、第２次命令を履行しないことは法令違反となることの認識などについて文書での回答を求めた。

これに対し、法人は、同月２９日付け書面により、組合に、①第２次命令こそが違法であり、札幌地裁に取消訴訟を提起したので、命令を履行する考えはない、②第２次命令は未確定であり強制力はないなどと回答した。

- (15) 北海道労委は、平成３１年２月１４日付けで、第２次命令主文第１項及び第２項（上記(12)の記の１及び２）の履行を求めて札幌地裁に緊急命令を申し立てた。

同地裁は、元年５月３１日付けで、法人は北海道労委が第２次命令を発してから現在まで主文第１項及び第２項を履行しておらず、上記(13)の取消訴訟の判決が確定するまで第２次命令が履行されない状態が継続した場合、組合の団結権侵害が著しく進行し、回復困難な損害が生じるおそれが一応認められるとして、第２次命令主文第１項及び第２項に従わなければならないとする本件緊急命令を発した。

１０ 本件配置転換と本件申立てに至る経緯

- (1) 上記 9 (15) の本件緊急命令が発せられた元年５月３１日（金曜日）、Ｂ７施設長は、Ｂ８次長と話し合った後、Ａ２書記長を生活支援員から生活相談員に、Ａ１委員長を主任生活相談員から生活支援員に配置転換することとした（本件配置転換）。

なお、法人が、本件配置転換に際して、Ａ２書記長が担当していた生活支援員の職務を他の職員に担当させ、あるいは生活支援員を新規採用

する、生活支援員との兼務も含めて生活相談員の役職を付したまま A 1 委員長を異動させ、あるいは A 1 委員長を異動させずに A 2 書記長が生活相談員の職務を担当できるように職員間の職務の調整を行うなどの他の方法について、具体的に検討したり、組合と協議したりした事実は認められない。

- (2) 法人は、元年 6 月 4 日付けで、A 2 書記長を生活支援員から暫定的に生活相談員を命じる辞令を発した。

また、法人は、同日（火曜日）、A 1 委員長に、生活支援員に配置転換する旨を通告し、同月 5 日、同月 4 日付けで A 1 委員長を「主任生活相談員から、1 階生活支援員に命じる。」との本件配置転換の辞令を同人に交付し（上記 6 (3)ウ）、以後、A 1 委員長は、生活支援員の業務に従事することとなった。上記辞令には、「1 階生活支援員を命じる」と記載されており、「主任」の職名の記載はない一方、A 1 委員長には給与の減額はなされず、降格の手続はとられていない。

同年 7 月 1 日現在の本件救護施設の組織図には、A 1 委員長は、施設一課の生活支援員として記載された。

法人は、A 1 委員長に本件配置転換の辞令を交付する際、同人に対し、「本件緊急命令により A 2 書記長を生活支援員から生活相談員に戻すが、生活支援員を新規採用で補充する財政的余裕がないため、A 1 委員長を暫定的に生活支援員に異動する」旨説明した。この際、A 1 委員長が「納得ができないので説明を」と述べて話を求めたが、B 7 施設長は、「携帯で録音しないのか」という旨を述べて、話合いに応じなかった。

- (3) 組合は、元年 6 月 5 日付け書面により、法人に対し、本件配置転換について、同月 2 7 日又は同年 7 月 4 日に団体交渉に応じるよう求め、これに対する文書での回答を要求した。

また、組合は、法人に対し、同日付け抗議文により、本件配置転換はA2書記長の配置転換に対する本件緊急命令が出た直後の報復人事であり、事前説明のないA2書記長への配置転換が不当労働行為であると認定された状況で、考える余裕を与えずになされた本件配置転換も不当労働行為のおそれがある旨指摘するとともに、突然の配置転換で現場業務の混乱も避けられず、利用者への影響も懸念されるなどとして、本件配置転換を撤回するよう求めた。

- (4) A1委員長は、元年6月6日、C病院から「#1〇〇症（中略）#5重度睡眠時無呼吸症候群」を病名とする診断書の交付を受け、法人に提出した。

同診断書には、重度睡眠時無呼吸症候群について、「CPAP導入にあたり睡眠薬の内服も開始」、「CPAP治療を行わない場合、高血圧症、心疾患の増悪、脳卒中を引き起こす可能性が高い。また、夜勤や宿直は業務に支障を来す可能性が高く、日勤業務が好ましいと考える。」と付記されていた。

B7施設長は、本件配置転換の時点で、A1委員長が重度睡眠時無呼吸症候群であることを認識しており、B8次長も、A1委員長が突発的に休みをとることがあることは把握していた。

法人は、上記診断書の提出を受けた後、A1委員長が宿直勤務をすることについて、「生命・身体に対する危険が発生するものとは全く考えていないが、A1委員長の申出があったので、念のため」として、同日以降の宿直勤務を免除する配慮措置を採った。しかし、法人は、同措置は、他の生活支援員の負担の上に成り立つ措置であり、公平の見地から長期間にわたり免除することはできないとの認識を示した。

- (5) 法人は、元年6月13日付けの書面により、組合に対して、上記(3)の組合の申入れについて、同月27日に集会室で団体交渉に応じる旨の回

答をした。

- (6) 法人と組合の間には、職員の配置転換に際して事前に協議を行う旨の合意はなく、法人は、組合との間では事前の協議を行っていなかった。
- また、平成26年の第1次事件におけるA3組合員の生活相談員から生活支援員への配置転換（上記9(2)）、平成28年の第2次事件におけるA2書記長の生活相談員から生活支援員への配置転換（上記9(6)）及び平成27年2月19日のB3職員の生活相談員から生活支援員への配置転換（同職員は平成24年11月1日に生活支援員から生活相談員に配置転換されていたところ、法人は、平成27年2月19日、同年4月1日付けで生活相談員から生活支援員に配置転換する辞令を同職員に交付した。）に当たり、上記3名に事前説明や内示を行わなかった。

なお、B3職員は、平成27年2月19日の上記配置転換当時、組合の組合員であったが、これに対して異議を申し立てることはなく、組合は同人の配置転換について不当労働行為の救済申立てを行っていない。

他方、法人は、平成19年4月にA3組合員を就労支援専任相談員から2階フロア担当生活相談員に配置転換した際は、辞令交付の約1か月前に同人に対して打診を行い、平成24年4月1日にB3職員とB13職員を生活支援員に配置転換した際（上記9(1)）は、辞令交付の数週間前から数か月前に同人らに内示を、また、同年5月に生活支援員1名の担当フロアの異動をした際は約10日前に同人に対して説明を行った。

この配置転換当時、B3職員は組合の組合員であったが、これに対する同人からの異議申立てや組合からの不当労働行為の救済申立てはなされていない。

なお、本件救護施設においては、職員の人事異動の内容を、職員会議で資料を配布する方法により、本人以外の職員にも通知している。

1 1 仮処分命令申立て及び本件申立て

(1) A 1 委員長は、元年 6 月 1 3 日、本件配置転換は無効であり保全の必要性が認められるとし、札幌地裁に対し、法人を債務者として、A 1 委員長が生活支援員として勤務する雇用契約上の義務のない地位にあることを仮に定める旨の仮処分命令を申し立てた。

(2) 組合は、元年 6 月 1 4 日、本件配置転換は労組法第 7 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号の不当労働行為に該当するとして、北海道労委に本件申立てを行った。

なお、2 年 7 月 2 7 日付けで、組合は、労組法第 7 条第 4 号に係る不当労働行為の救済申立てを取り下げた。

1 2 本件申立て後の事情について

(1) 組合と法人は、元年 6 月 2 7 日、本件配置転換について団体交渉を行い、組合は本件配置転換の取りやめを要求した。

この団体交渉において、法人は、本件配置転換は A 2 書記長についての本件緊急命令の結果行ったものであること、A 1 委員長の本件配置転換の辞令は第 2 次命令が確定するまでの暫定的なものであることを述べ、同人のほかには人材が見当たらないから組合の要求は受け入れられないと回答した。なお、法人は、生活支援員に異動させる対象として A 1 委員長を選定した理由について、生活相談員が過剰配置となるといった説明はしておらず、A 1 委員長以外の生活相談員が管理職であって生活支援員のシフト勤務にはなじまないといった説明もしていなかった。また、法人は、A 1 委員長の体調が悪くなく突発的に休むことがあることは認識していることや、A 2 書記長は生活支援員が、A 1 委員長は生活相談員が適当であると考えていたことなどにも言及し、さらには本件配置転換によって組合との間で争いが生じることは予想していたものの、人事については法人の専権事項であることから組合と協議する必要

はない旨述べた。

その後、本件配置転換について、組合と法人は団体交渉を行っていない。

- (2) 札幌地裁は、元年7月18日、上記11(1)の申立てを認め、仮処分命令を発した。

法人は、これに対し、A1委員長の申出に基づいてその宿直勤務を免除する配慮措置を採っており保全の必要性がないとして保全異議を申し立てたが、札幌地裁は、同年10月8日、法人が恣意的に配慮措置を解除するおそれも否定することができないとして、原決定を認可する旨の決定をした。

- (3) 組合は、元年7月30日付け書面により、法人に対し、1階生活支援員の退職と上記(2)の仮処分命令を受けた人事異動により、生活支援員の欠員が2名となることから、生活支援員の新規採用を2名とするよう要求し、文書での回答を求めた。

法人は、同年8月9日付け書面により、組合に対し、生活支援員2名を新規採用することは財政上困難であること、生活支援員の欠員は組合の主張に応じた上記9(15)の本件緊急命令とこれに対応して実施した本件配置転換に係る上記(2)の仮処分命令の結果生じた事態であり、組合も甘受すべきものであること、A2書記長及びA1委員長の両名を生活相談員に配置することは、生活相談員の過剰配置となり、少なくとも1名は生活支援の現場に就労するのが合理的であることなどを回答した。

- (4) 法人は、元年8月16日付けで、A1委員長を、現職「生活支援員」から、「2階主任生活相談員を仮に命じる。」との辞令を発した（上記6(3)エ）。同辞令により、A1委員長は、一旦、生活相談員に復帰した。なお、その後、新規採用された職員1名が、1階の生活支援員に補充された。

- (5) 組合は、元年 9 月 2 日付け書面により、法人に対し、上記(3)の回答について、生活支援員 2 名の欠員に対し 1 名しか補充されず、生活支援員の人員削減になったことは、法人が組合に対して不当労働行為を繰り返している中での、一方的な人員削減という不利益変更であって、組合の責めによって生じたものでない旨抗議するとともに、人員削減に至った経緯や今後の展望について職員会議等で説明を行った上で組合と協議するよう要求し、文書での回答を求めた。

法人は、同月 13 日付け書面により、組合に対し、生活支援員の欠員は、組合の意向に沿い、A2 書記長と A1 委員長を生活相談員に配置した結果生じた生活相談員の過剰配置が原因である旨、このことは既に職員会議で説明しており、改めて説明の機会を設けることは考えていない旨、現状では組合と協議する議題はないと考えている旨などを回答した。

- (6) 札幌地裁は、元年 10 月 11 日、第 2 次命令の取消訴訟（上記 9(13)）について、法人の請求を棄却する判決を言い渡した。

法人は、これを不服として、同月 23 日、札幌高等裁判所（以下「札幌高裁」という。）に控訴した。

- (7) 組合は、上記(5)の回答に対し、元年 10 月 24 日付け書面により、現在の状況は法人の不当労働行為が原因であることを指摘した上で、人員削減の経緯やその結果の対応についての説明及び組合との協議を要求し、文書での回答を求めた。

法人は、同年 11 月 7 日付け書面で、繰り返し、現在の状況は上記 9(15)の本件緊急命令と上記(2)の仮処分決定を原因とするものである旨、現状では組合との協議の議題はないと考えるが必要な場合は協議したいと考えている、ただし、人事を決定する権限は法人にあることを改めて伝える旨回答した。

- (8) 法人は、上記(2)の仮処分認可の決定を不服として、元年10月17日、抗告を申し立てたが、2年1月16日、札幌高裁は、本件配置転換がA1委員長の生命身体に重大な危険性を生じさせるものであるとして、同抗告を棄却する決定をした。

法人は、同決定を受け、同年2月5日、A1委員長の宿直勤務を全面的に免除することとし、同月6日、事情変更による上記(2)の仮処分決定の取消しを申し立てた。

- (9) 法人は、2年3月3日、A1委員長に対して、「貴殿には、全面的に宿直勤務を免除される法律上の権利があり、当法人には、全面的に貴殿の宿直勤務を免除する法律上の義務がある」ことを確約する確約書を交付した。

札幌地裁は、同月25日、法人が同確約書をA1委員長に交付し、現時点では生活支援員に配置転換したとしても宿直勤務が課されるおそれがあるということとはできず、本件配置転換により同人の生命身体に重大な危険性が生ずるおそれがあるとはいえないとし、上記(2)の仮処分決定を取り消す決定をした。

法人は、同月27日、同取消しの決定を受けて、A1委員長を「仮の2階主任生活相談員から1階生活支援員を命じる。尚、宿直勤務を全面的に免除する。」との辞令を発した（上記6(3)オ）。同辞令により、A1委員長は、宿直勤務を除き、生活支援員の業務に従事することとなった。

なお、本件救護施設で、生活支援員の宿直勤務を全面的に免除した前例はなかった。

同年4月1日現在の本件救護施設の組織図には、A1委員長は施設一課の生活支援員主任として記載されていた。

- (10) 2年6月18日、札幌高裁は、法人による上記(6)の第2次事件の控訴

を棄却する判決を言い渡した。

法人は、これを不服として同月 24 日、最高裁に上告受理の申立てをした。

- (11) 法人は、A 1 委員長に対して、2 年 10 月 1 日、定期昇給の辞令を発した。同辞令には、現職「主任生活支援員」と記載されていた。
- (12) 最高裁は、2 年 10 月 27 日、上記(10)の上告受理申立てについて、受理しないとの決定をした。

これを受け、法人は、第 2 次命令が確定するまでの暫定的措置としていた本件配置転換を正式なものとして決定した。

- (13) 法人は、3 年 4 月 1 日付けで、A 1 委員長を、現職「主任生活支援員」から「生活支援員兼生活相談員 主任を命ずる。」との辞令を発した（上記 6(3)カ）。

同辞令には、「生活支援員兼生活相談員 主任を命じる。」と明記されていたが、生活相談員業務について法人から A 1 委員長に指示が出ることも、A 1 委員長から当該業務について法人に相談することもなく、A 1 委員長は、生活支援員として業務を担当する認識しかなかった。

同日現在の本件救護施設の組織図には、A 1 委員長は、施設一課の生活支援員主任として記載されていた。

また、法人は、監督官庁である札幌市宛てに提出した「保護施設事務費支弁額算定基礎資料」別紙「職種別職員配置基準数及び現員数（令和 3 年 4 月 1 日現在）」において、A 1 委員長を就労支援事業の専任相談員（ただし、直接利用者の処遇に当たる職員の配置を行っている事例であり現員数の算定人員から除く。）として届け出た（上記 2(2)のとおり、運営基準では、直接利用者の処遇に当たる職員として、生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師が示されている）。

さらに、法人は、同日付けで、B 4 職員を生活支援員兼生活相談員主

任から施設一課主幹とする辞令を発し、同職員は、施設一課の生活支援員兼生活相談員主幹となった（上記 7 (3)）。

なお、本件救護施設において、これまでに生活相談員から管理職に昇進した者は 5 人いるが、生活支援員から管理職に昇進した者は、この時、B 4 職員が生活支援員兼生活相談員主任から施設一課の生活支援員兼生活相談員主幹に昇進するまでは、誰もいなかった（上記 7 (3)のとおり、同人は幹部候補生として採用された者であった）。

- (14) 3 年 1 0 月 2 5 日に就労支援事業の利用者が本件救護施設に入所したが、A 1 委員長の勤務命令表は、同日以前のものから変化がなかった。

A 1 委員長は、当該入所者に対する支援として、ベッドメイクや食事の提供、衣類の洗濯や荷物のチェック、身の回りのことや P C R 検査など生活支援員としての業務は行っていたが、利用者の支援内容の検討・策定、就職活動に関する指導援助、面接の記録、援助経過の記録（上記 3 (1)）など生活相談員としての業務は実施しておらず、札幌市に対する就労支援事業の毎月の援助経過報告（上記 3 (1)）は B 1 0 課長が作成していた。B 8 施設長も、A 1 委員長が、就労支援事業における入所者の援助方針の作成、行政機関の対応等の生活相談員としての相談業務に従事しているところを確認したことがなく、A 1 委員長の業務実態について把握していなかったと述べている。

- (15) 法人は、4 年 4 月 1 日付けで、A 1 委員長に生活支援員兼生活相談員主任から主任生活相談員を命じる 4 年配置転換を発令した（上記 6 (3) 力）。この辞令には、担当階は記載されていなかった。

また、法人は、同日付けで、B 4 職員を施設一課主幹から生活一課長とする辞令を発し、同職員は、生活支援員兼生活相談員の生活一課長となった。

A 1 委員長は、本件配置転換前にフロア担当の主任生活相談員であつ

た際には、担当する階の利用者から相談を受け、それを汲み上げて行政窓口等につなげるという相談業務、利用者の支援内容の検討・策定等の業務、新規入所相談・面接・入所検討会参加、諸行事の推進、夜間待機当番、通院送迎配車・付き添い、余暇活動の準備・進行、担当階の各種修繕、必需品取得等の同行対応、施設二課勤務表の作成、生活記録管理及び戸外作業班の管理を行っていたが、4年配置転換後は、フロア担当でなく主に企画立案を担当する主任生活相談員として、当日予定の放送、年間行事計画の企画・立案、全体集会の司会進行、買い物立案・同行、通院業務・付き添い、諸行事・活動の推進、院内作業の企画・立案・作業監督・作業報酬の管理、余暇活動の準備・進行、日中活動（ゴミ当番を行い対価を得ることによる就労意欲支援活動）の調整、音楽療法、新規入所相談・面接・入所検討会参加、連絡会議（管理職・栄養士・看護師・主任生活相談員で構成する利用者の処遇に関する会議）への参加を行った。

そして、A1委員長は、1階から3階のいずれのフロアの打合せにも参加することなく、従前行っていた利用者の支援内容の検討・策定等の業務や、病院や生活保護実施機関との連絡調整や福祉制度・年金制度等の利用手続支援及び代行の業務も行っていなかった。また、利用者から苦情や要望等を直接聞いた場合は、利用者の話を各フロア担当の生活相談員に伝えており、利用者への具体的な相談や解決のための検討及び実施を行ったのは、各フロア担当の生活相談員であった。

- (16) 法人は、5年3月中旬、A1委員長に対し、同年4月1日付けで就労支援事業担当の生活相談員を命じる旨口頭で伝えた。

法人は、同年3月22日の職員会議において、この旨説明し、札幌救護施設協議会のパンフレット（同年4月1日現在）にもA1委員長を就労支援事業の担当相談員として記載した。

5年4月1日時点では、本件救護施設に就労支援事業の利用者の入所はなく、同月にA1委員長が就労支援事業担当として行った業務は、札幌市に対する毎月の業務報告（上記3(1)）の作成であった。また、同年5月26日、A1委員長はB10課長（当時次長）とともに、札幌市保護課各区相談窓口合同会議に出席した。その後、同年6月23日に就労支援事業の利用者が本件救護施設に入所し、A1委員長は、当該利用者の就労を支援する業務を行った。

(17) 法人は、1階担当生活相談員であったB4課長の退職に伴い、6年1月9日付けで、A2書記長に1階担当主任生活相談員を命じる辞令を、A1委員長に2階担当主任生活相談員を命じる辞令を発し（上記6(3)キ）、同月15日、両名に同辞令を交付し、同年2月1日から異動先の業務に従事する旨伝えた。同辞令により、A1委員長は、2階フロア及び就労支援事業（上記(16)）を担当する主任生活相談員として業務に従事することとなり、同日以降、2階利用者からの相談業務（上記5(1)生活相談員の業務内容①に該当する業務）を始めとする本件配置転換以前にフロア担当の生活相談員として担当していたのと同じ業務のほか、同年1月25日から入所している就労支援事業利用者の就労を支援する業務を行っている。

(18) 当委員会は、5年10月2日に本件再審査を結審した後、A1委員長が2階担当主任生活相談員に異動した（上記(17)）ことを理由とする法人の6年1月16日付け再開申立てを受け、同月30日付けをもって審査を再開し、同年3月8日、結審した。

第4 当委員会の判断

1 本件申立ての却下を求める法人の主張について

法人は、6年1月9日付け辞令によりA1委員長は2階担当主任生活相

談員に復帰しており、本件申立てについては、労働委員会規則第33条第1項第6号に該当するなどとして、却下されるべきであると主張する（前記第2の1(1)）。

確かに、法人は、同日付け辞令によりA1委員長に2階担当主任生活相談員を命じていることが認められる（前記第3の12(17)）。しかし、本件において想定される救済方法は、必ずしもA1委員長の2階担当主任生活相談員への復帰のみに限定されるものではないのであって（前記第1の2のとおり、組合は、救済内容としてA1委員長の主任生活相談員への復帰のほかに謝罪文の掲示等も求めている。）、A1委員長が2階担当主任生活相談員に復帰した現時点において、法令上又は事実上およそ救済を命じることが不可能なことが明らかであるとはいえない（なお、下記4において判断するとおり、上記事実を考慮しても、救済方法への影響は格別、本件における組合の救済利益が消滅したとは認められない。）。したがって、本件申立てを却下すべき事由があるとはいえず、法人の主張は採用できない。

2 争点1（本件配置転換は、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たるか。）について

(1) 本件配置転換は、労組法第7条第1号にいう「不利益な取扱い」に当たるかについて

ア 前記第3の10(2)のとおり、法人は、元年6月4日付けでA1委員長を主任生活相談員から1階生活支援員に命じるという本件配置転換を行った。

これについて、法人は、本件救護施設の職場において、生活相談員から生活支援員への配置転換が不利益なものと一般的に認識されているとはいえず、本件配置転換による不利益はない旨主張する（前記第2の2(2)ア）。

以下、本件配置転換が、労組法第7条第1号にいう「不利益な取扱い」に当たるかについて検討する。

イ 本件申立て時点での本件救護施設管理規程第4条第3項によれば、主任は、課長・主幹とともに、施設長の命を受けて課を統括し所轄業務に従事するものとされていた（前記第3の4(2)）。法人では、主任は、管理監督者ではなく職員を指導する立場ではないが、職場における地位としては、主任ではない職員よりは上位であると認識されていた（同4(2)）。このような定め等に照らせば、法人において主任は、主任ではない職員とは異なる責任等を伴うものとして位置付けられていたものと解され、A1委員長の就いていた主任生活相談員もそのような位置付けであったとみることができる。そうすると、平成26年から長く主任生活相談員であったA1委員長に生活支援員を命じる本件配置転換は、給与の減額はなく、降格の手続はとられていないものの（同10(2)）、実質的には降格に当たる不利益な取扱いであったといえる。

次に、本件救護施設管理規程には、生活相談員と生活支援員のどちらが職制として上という定めはないものの（同2(2)）、生活相談員と生活支援員の業務内容を比べてみると、生活相談員は、各フロアで利用者の生活支援内容の検討、実施、計画策定、利用者の苦情・要望・悩み等の解決、家族・病院・生活保護実施機関等との相談や連絡調整、福祉制度等の利用手続支援及び代行等を担当しているのに対し、生活支援員はこうした救護施設の事業運営における基幹的な業務を担当しておらず、生活支援員の業務は利用者の介助や買い物代行等に限られており（同5(1)）、保護施設職員職種別配置基準においても、生活指導員（本件救護施設では生活相談員に相当）の数は介護職員（生活支援員に相当）に比べて大幅に少なくなっている（同2(2)）うえ、

運営基準等において、生活指導員については、利用者の生活の向上を図るために適切な指導を行う能力を有すること等の一定の資格要件が定められており、入所者に対し生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない救護施設の事業運営における重要な基幹的業務として、入所者に対する生活指導を担うことが想定されているといえるのに対し、介護職員については、こうした資格要件の定めはない（同 1 (2)ア、2 (1)）。

また、札幌市のホームレス就労支援入所実施要綱においては、入所者の援助方針の決定、面接の記録、援助経過の記録、札幌市に対する毎月の援助経過報告、毎月の業務報告等が受託者の事業内容とされ（同 3 (1)）、法人の規程上も、主任生活相談員の業務として、苦情解決・面接・身上調査並びに利用者支援の企画、実施及び支援に関する業務が挙げられていること（同 4 (2)）からすると、生活相談員の担当業務、とりわけ、利用者の生活支援内容の検討、実施、計画策定、利用者の苦情・要望・悩み等の解決、家族・病院・生活保護実施機関等との相談や連絡調整、福祉制度等の利用手続支援及び代行等は、本件救護施設の事業運営上の基幹的な業務を構成するとみられるものであり、これらは、利用者に対する介助その他の支援業務を主に担当する生活支援員が通常行うものではなかったものと認められる。

さらに、本件配置転換当時、本件救護施設では、生活相談員は一般に、職員同士の話合いの場において司会進行を行ったり、生活支援員の休暇申請届や生活支援日誌等に押印を行ったり、利用者の預り金の入出金の処理に関する決裁を行ったりする（同 5 (2)、(3)）など、フロアのリーダー的な側面があったことが認められる。なお、本件配置転換当時、生活相談員から管理職に昇進した者はいたが、生活支援員から管理職に昇進した者はいなかったものである（同 1 2 (13)）。

そして、A 1 委員長は、平成 1 3 年に法人に入職して以来、本件配置転換まで約 1 8 年にわたり、生活相談員として上記の諸業務に携わっていた（同 1 (1)イ、5 (1)～(3)）。しかるに、本件配置転換により、A 1 委員長は、生活支援員として、シフト勤務で、食事介助、排泄介助、入浴介助、洗濯介助、着替え介助、清潔保持介助及び買い物代行等の業務に従事することにとどまることとなったものである（同 5 (1)）。

なお、法人は、2 年 1 0 月 1 9 日本件救護施設管理規程改正の際、「生活支援員と生活相談員は、いずれも、利用者の生活に必要な支援を業務とする職種であり、両職種間にはその担う業務の役割に上下はなく、又、人事処遇上の位置付けに上下はない。」という規定を設けているが（同 2 (2)）、これは本件申立て後に行われたものであり、以上のような客観的な事情に照らせば、本件配置転換の不利益性を否定しうるものではない。

このように、本件配置転換は、A 1 委員長に対し、実質的に降格し、これまで経験がなく、救護施設における事業運営上の基幹的業務とはいえない業務を担当させるものであるから、職務上の不利益及びこれに伴う精神上的の不利益を与えるものといえる。さらに、重度睡眠時無呼吸症候群で C P A P 治療とともに睡眠薬の内服を行っている状況で、就寝時間帯に対応することも想定される宿直勤務を月に 3 回から 5 回しなければならない生活支援員への配置転換は、適切な服薬や治療を困難にさせるもので、身体上の不利益を与える取扱いでもあったというべきである（同 5 (1)、1 0 (4)）。

ウ これに対し、法人は、①A 1 委員長の申出に配慮し、宿直勤務を課すことはなく、2 年 3 月には宿直勤務を全面的に免除しており、一度も宿直勤務をしていないから、A 1 委員長は重度睡眠時無呼吸症候群

なのに宿直勤務を課せられたとの不利益を何ら被っていない旨、②本件配置転換の辞令には主任を解く旨の記載がなく、その後の生活相談員を兼務させる辞令上も現職を「主任生活支援員」とし「生活支援員兼生活相談員主任」を命じており、本件配置転換によって主任を解いておらず降格させていないのであるから不利益はない旨、③会議の開催、実習生の指導、各種の企画立案は生活相談員のなすべき業務というだけであって、フロアの業務を統括する役割とはいえず、生活相談員にはフロアのリーダー的ないし管理職的側面があるともいえないから不利益はない旨主張する（前記第2の2(2)ア）。

しかしながら、①について、法人は、A1委員長が重度睡眠時無呼吸症候群であることを認識した上で、その体調に配慮する措置を特段講じないまま本件配置転換を行い、本件配置転換後にA1委員長の診断書の提出を受けてから、宿直勤務を免除する配慮措置を採ったものの、「生命・身体に対する危険が発生するものとは全く考えていないが、A1委員長の申出があったので、念のため」の措置であり、長期間にわたり免除することはできないとの認識を示していた。しかも、法人は、元年6月27日に行われた本件配置転換に関する団体交渉においても、A1委員長の体調がよくないことを認識している旨言及しながら、人事は法人の専権事項であるから組合と協議する必要はない旨述べ、本件配置転換の撤回を求める組合の要求に応じず、札幌地裁による仮処分命令の認可決定を不服として法人が申し立てた抗告が札幌高裁に棄却された後の2年2月5日によりやうくA1委員長の宿直勤務を全面的に免除する措置を採った（前記第3の10(4)、12(1)、(8)）のであって、法人は、事後的に、かつ自発的判断によらずに、A1委員長の宿直業務を免除したにすぎないから、A1委員長が一度も宿直勤務をしていないからといって本件配置転換に係る不利益性がな

かったものと解することはできない。

次に、②について、確かに、本件配置転換の辞令には、主任を解く旨の記載はない（同 10(2)）。しかしながら、本件配置転換の辞令は、「主任生活相談員から、1 階生活支援員に命じる。」となっており、新たに命じられた職務としては「1 階生活支援員」とあるのみで「主任」の記載はなく、同辞令の交付の際にも、法人から A 1 委員長に対し「引き続き主任として職務に就いてもらう」旨の説明があったとは認められない。そして、元年 7 月 1 日現在の本件救護施設の組織図において、A 1 委員長は「生活支援員」として記載されており、「主任」であるとの表示はない（同 10(2)）。また、元年 8 月 16 日付けの 2 階主任生活相談員を仮に命じる辞令においても、A 1 委員長の現職は「主任生活支援員」ではなく「生活支援員」と記載されていた（同 12(4)）。そして、札幌地裁による仮処分決定の取消しを踏まえ改めて A 1 委員長に生活支援員を命じる趣旨で発令された 2 年 3 月 27 日付けの辞令も、「仮の 2 階主任生活相談員から 1 階生活支援員を命じる。」となっており、命じる職名に「主任」の記載はない（同 12(9)）ものの、その後、法人は、A 1 委員長に対し、2 年 10 月 1 日に現職を「主任生活支援員」と記載した定期昇給の辞令を、また、3 年 4 月 1 日付けで主任生活支援員から生活支援員兼生活相談員主任を命じる辞令を発しており、2 年 4 月 1 日現在及び 3 年 4 月 1 日現在の本件救護施設の組織図に A 1 委員長は「生活支援員主任」と記載されている（同 12(9)、(11)、(13)）。これらの経緯からすると、本件配置転換以降少なくとも元年 8 月 16 日まで、A 1 委員長は「主任」の職名のない生活支援員であったと推認され、他に本件配置転換後も A 1 委員長は引き続き主任であったとの事実を認めるに足る証拠はなく、主任を解いておらず降格させていないとする法人の主張は採用で

きない。なお、本件配置転換は、主任を解くだけではなく、生活相談員から生活支援員への転換を命ずるものである点において不利益性が認められることは上記のとおりである。

さらに、③については、本件配置転換により A 1 委員長は生活相談員から生活支援員とされており、上記のとおり、それだけでも職務上の不利益を構成するものであるが、本件救護施設では、生活相談員は、利用者の生活支援内容を検討し、計画を策定したり、フロア内会議を開催するだけでなく、意見集約や司会進行を行っている（同 5 (1)、(2)）。また、生活支援員の休暇申請届、生活支援日誌及び生活経過記録に押印を行ったり、利用者の預り金の入出金の処理に関する決裁を行ったりしている（同(3)）。そして、A 1 委員長も、本件配置転換まで生活相談員として、こうした役割を果たしてきたものである。

これらからすると、本件救護施設における生活相談員はフロアのリーダー的ないし管理職的側面があるともいえないとする法人の主張は採用できない。

エ 以上からすると、本件配置転換は、労組法第 7 条第 1 号にいう「不利益な取扱い」に当たる。

(2) 本件配置転換は、組合の組合員であることの「故をもって」行われたものといえるかについて

ア 次に、本件配置転換が、A 1 委員長が組合の組合員であることの「故をもって」行われたものであるか、すなわち、法人の不当労働行為意思によって行われたものといえるかについて検討する。

イ 前記第 3 の 9 認定のとおり、①組合と法人は、平成 2 5 年 1 0 月 9 日付け団体交渉申入れに対する法人の対応や、平成 2 6 年 4 月 1 日付けで A 3 組合員を生活支援員に配置転換したこと等をめぐって対立し、組合が北海道労委に救済申立てを行い、平成 2 7 年 7 月 2 1 日

に、団体交渉拒否の禁止や組合に対する支配介入の禁止を命じた第1次命令が発出されたこと、②組合が第1次命令に係る救済申立てを行った約1週間後の平成26年5月8日、B7施設長は、A1委員長に対し、「組合とは折り合いつきませんから。」「今度、組合員に状況を全部話す。」「こうなると、何人か組合辞める人間が出てくる。」等と発言し、また、同年10月28日、「どんな結果になろうともさ、関係はもう無理だ。特にA2は。A2に関しては徹底的にやるから。」等と発言したこと、③団体交渉拒否の禁止などを命じた第1次命令発出後、組合が再三にわたり同命令に基づき団体交渉の開催を求めたにもかかわらず、法人は、命令を履行する考えはないと回答し、集会室を開催場所とする団体交渉を拒否し続け、結局、法人が提起した第1次事件に係る再審査命令の取消訴訟について、平成30年11月に最高裁が法人の上告の不受理を決定するまで、第1次事件に関する組合と法人の間の法的な紛争が継続していたこと、④平成28年4月1日付けでA2書記長を生活相談員から生活支援員に配置転換したことについて、平成30年10月30日に、法人の行為は不当労働行為に該当するとして不利益取扱い及び支配介入の禁止を命じた第2次命令が発出され、組合が同命令を履行するよう求めたものの、法人はこれを履行しないまま札幌地裁に取消訴訟を提起し、命令を履行する考えはないと回答し続け、北海道労委が札幌地裁に同命令の履行を求めて緊急命令を申し立て、同地裁は本件緊急命令を発したことが認められる。

このように、本件配置転換前、遅くとも平成25年頃から、組合と法人は、団体交渉の方法やA2書記長の配置転換等をめぐって厳しい対立状況にあり、その中で、B7施設長はA1委員長に対し、組合やA2書記長を敵視する発言を行っていたほか、団体交渉拒否の禁止な

どを命じる命令が発出されても法人は命令を履行する考えはないとして団体交渉拒否を続けていた。こうした経緯に照らせば、法人は組合に対する嫌悪の念を抱いていたものと推認される。このような中、法人は、札幌地裁が第2次命令に係る本件緊急命令を発した4日後に、A2書記長を暫定的に生活相談員に戻すと同時に、組合委員長であるA1委員長に対して、A2書記長が就いていた生活支援員の業務への本件配置転換を行ったものである。

ウ 本件配置転換は、上記(1)イのとおり、長く主任生活相談員であったA1委員長を、実質的に降格し、救護施設の事業運営における基幹的な業務を担当し、フロアのリーダー的な側面もある生活相談員から、これまで経験がなく、宿直を含むシフト勤務を含みうる、介助等の非基幹的な業務を担当する生活支援員に配置転換させるものであるところ、法人は、過去、配置転換対象の職員に対し事前説明や内示を行った例があり（前記第3の10(6)）、A1委員長が重度睡眠時無呼吸症候群であって突発的に休みを取ることがあると認識していた（同10(4)）。

それにもかかわらず、法人は、本件配置転換に際し、A2書記長が担当していた生活支援員の職務を他の職員に担当させ、あるいは生活支援員を新規採用する、生活支援員との兼務も含めて生活相談員の役職を付したままA1委員長を異動させる、A1委員長を異動させずにA2書記長が生活相談員の職務を担当できるように職員間の職務分担の調整を行うなど他の方法について、具体的に検討したり、組合と協議したりすることなく、本件緊急命令が出た当日中に、B7施設長とB8次長が協議してA1委員長を生活支援員に配置転換することを決定した上（同10(1)）、土曜日、日曜日を挟んだその4日後には、A1委員長に事前説明も内示もなく、健康面に関する確認等もしないま

ま、本件緊急命令を履行するとして、突然本件配置転換を通告し、辞令交付の際、「生活支援員を新規採用で補充する財政的余裕がないためA 1 委員長を暫定的に生活支援員に異動する」との説明に納得できないA 1 委員長が話を求めても「携帯で録音しないのか」という旨を述べて話合いに応じなかったものである（同 1 0 (2)）。

また、本件配置転換後に行った組合との団体交渉においても、法人は、「本件配置転換はA 2 書記長の本件緊急命令の結果行ったものである」「A 1 委員長のほかには人材が見当たらないから（本件配置転換の取りやめを求める）組合の要求は受け入れられない」「本件配置転換によって組合との間で争いが生じることは予想していたものの、人事については法人の専権事項であることから組合と協議する必要はない」（同 1 2 (1)）旨述べるなど、本件配置転換の理由について納得できないA 1 委員長や組合に対し、具体的理由を説明して理解を得ようとする姿勢は全く見られなかったものである。なお、生活相談員の過剰配置や、A 1 委員長以外の生活相談員が管理職であって生活支援員のシフト勤務にはなじまないといった説明も、当時の団体交渉の過程ではなされていない。

本件配置転換は、本件緊急命令への対応としてなされたという側面があり、緊急命令に従う必要があることはいうまでもないことではあるが、本件緊急命令はA 2 書記長の原職復帰そのものは直接には求めておらず（法人も、本件緊急命令が履行を命じた第 2 次命令について、組合がその履行、並びにA 2 書記長を生活相談員として勤務させること及びそのための環境整備を要求したのに対し、A 2 書記長の生活相談員への復帰を命じたものではないと認識し、A 2 書記長を生活相談員へ復帰させることを拒否していた。同 9 (13)）、むしろ、A 2 書記長の生活支援員への配置転換という申立事実についてではあるが、

組合と一切協議を行うことなく当該配置転換を実施して組合の運営に支配介入してはならないことを命じているのであるから、本件緊急命令への対応に当たっては、その趣旨を踏まえて種々の選択肢を勘案するとともに、A 2 書記長を生活相談員として勤務させるための環境整備等を要求していた組合ないし A 1 委員長との協議ないし事前説明により、その理解を得られるようにすることが必要であったことは明らかである。にもかかわらず、法人は、主任生活相談員から生活支援員へという業務内容等が大きく変わる本件配置転換を、組合の代表者である A 1 委員長に対して、他の選択肢を十分に勘案することなく、また、A 2 書記長に代えて A 1 委員長を生活支援員に異動させ、組合役員の生活支援員への配置転換という状態を継続させることとなる本件配置転換によって組合との間で争いが生じることを予想していたにもかかわらず、本人にも組合にも協議や適切な事前説明をすることなく、本件緊急命令を履行するためであるとして、短期間の間にあえて本件配置転換を行ったものであり、法人の主張に係る本件配置転換の理由は、本件配置転換後になされた団体交渉においては示されていないことも考え合わせれば、このように性急で組合を軽視した対応は、厳しい労使関係の対立状況の下で、法人が、組合及びその代表者である A 1 委員長を嫌悪ないし敵視していたがゆえになされたものと見ざるを得ず、本件配置転換は不当労働行為意思に基づくものと推認される。

エ 上記イ及びウのとおり、本件における労使関係の下では、本件配置転換の当時、法人は、組合嫌悪の念を抱いていたと認められるところ、組合の幹部である A 2 書記長に対する不利益取扱いにつき本件緊急命令が発せられるや、命令の趣旨を踏まえて十分に選択肢を勘案することや、組合や A 1 委員長に対する説明・協議を行うこともなく、

同命令を履行するためであるとして、A 2 書記長を生活相談員に復帰させる一方で、組合の代表者である A 1 委員長に対して、A 2 書記長に対して行ったのと同様の、生活相談員から生活支援員への配置転換という不利益な取扱いを性急に行い、生活相談員であった組合役員が生活支援員に配置転換されている状態を継続させたものであり、このような態様でなされた本件配置転換は、組合嫌悪の念を抱いていた法人が、A 1 委員長が組合の組合員であることの故をもって行ったものとみざるを得ない。

オ(ア) これに対し、法人は、A 2 書記長を生活相談員に復帰させざるを得なくなった結果、生活支援員に欠員が生じ、生活相談員が過剰配置となるので、生活相談員である A 1 委員長を生活支援員に配置転換する業務上の必要性があり、本件配置転換を行った旨主張する（前記第 2 の 2(2)イ）。

そこでみるに、生活支援員の A 2 書記長を生活相談員に戻すとなると、生活支援員に欠員が生じることになるから、生活支援員 1 名を補充する必要があったこと自体は認められる。

しかしながら、法人においては、平成 3 1 年 4 月 1 日の組織改正では課を統合し、新たに生活支援員を採用していたほか（前記第 3 の 6(3)イ）、平成 3 0 年度に B 4 職員及び B 1 1 職員が生活支援員兼生活相談員となったように（同 6(3)ア）、生活支援員と生活相談員を兼務させたり、事務員を事務員兼介助員とするなど（同 6(3)イ）、複数の職種の業務を兼務させるなどしており、人事の運用において一定程度柔軟な取扱いがなされてきていたと認められ、A 2 書記長を生活相談員に戻すことにより生じる生活支援員の欠員については、新規採用のほか、他の職員の異動や兼務等による対応も検討の対象となり得るものであった。現に A 1 委員長自身について

も、後に生活支援員と生活相談員の兼務が命じられている（同 6 (3) カ。ただし、同人は実際には生活相談員の業務は行っていなかった。）。

また、法人は、A 1 委員長を配置転換の対象者とした理由について、生活相談員の過剰配置を回避する必要がある、管理職であった A 1 委員長以外の生活相談員は生活支援員としての時間的制約のあるシフト勤務になじまない旨主張する（前記第 2 の 2 (2) イ）。確かに、本件配置転換当時の A 1 委員長以外の生活相談員は次長または課長の管理職であり（前記第 3 の 6 (3) イ）、A 2 書記長を生活相談員に戻すと生活相談員が 4 名から 5 名になる。しかしながら、もともと本件救護施設では、当時、配置基準の観点からみれば必要な相談員数を超えて相談員を配置していたのであり（同 6 (2)、(3) ア、イ）、また、次長又は課長と生活相談員の職務との関わりは必ずしも明確ではないことにも照らすと、A 1 委員長を生活相談員のままにしておく、法人の主張する過剰配置がいかなる問題点を必然的に生じさせるのかは明らかではない。さらに、直接利用者の処遇に当たる職員の総数内における各職種の配置は各施設の実情に応じて定められることとなっており（同 2 (2)）、法人は、元年 8 月 1 6 日の配置転換及び 4 年配置転換の際、生活相談員を 5 名としており（同 6 (3) エ、カ）、その際には、「二階担当」、「三階担当」の他に、「二、三階総括」や「一階担当」という相談員名が新設され、課長の他に主任や課員の相談員も配置しているなど、担当階ないし相談員間の職務分担の調整についても柔軟な取扱いがなされていることがうかがわれることからすると、生活相談員の過剰配置の回避が不可欠であったとは必ずしもいえないのであるから、過剰配置回避の観点から本件配置転換の対象が A 1 委員長に限られていたとまでは

いい難い。また、A 1 委員長以外の生活相談員であった管理職者をシフト勤務のある生活支援員とすることが難しい事情があったとしても、上記のとおり他の者を生活支援員とする選択肢はあったといえる他、A 1 委員長は宿直勤務ができないという制約もあったのであるから、本件配置転換の対象がA 1 委員長に限られることには直結しないものである。

しかるに、法人が、A 2 書記長を生活相談員に戻すことにより生じる生活支援員の欠員に対応するに当たり、これらのようにA 1 委員長を生活相談員から生活支援員に配置転換する以外の方法を検討した形跡はない。

また、本件配置転換の辞令交付に際し、法人は、A 1 委員長に対しては生活支援員を新規採用で補充する財政的余裕がない旨告げるにとどまり（同 10(2)）、その後の組合との団体交渉においても、同人のほかには人材が見当たらない旨を述べるにとどまっており、過剰配置の問題や支援員のシフト勤務の問題は特に取り上げていない。他方で、法人は、本件配置転換によって組合との間で争いが生じることは予想していたものの、人事については法人の専権事項であり組合と協議する必要はないと述べており、以上のような検討を行ったこととはうかがわれない。

以上のとおり、本件配置転換を行った理由に関する法人の上記主張は合理的なものとはいえないうえ、また、事後的に見れば仮に法人の挙げるような事情が一定程度存在していたとしても、法人は、本件配置転換に際し、本件緊急命令への対応方法を十分に検討せず、あえて本件配置転換を行ったと認められるのであるから、上記主張は採用できず、本件配置転換が不当労働行為意思に基づくものであるとの推認を覆しうるものではない。

(イ) 法人は、本件救護施設では、組合員の生活相談員から生活支援員への配置転換の前例実績が２例あり、いずれも容認されている旨主張する（前記第２の２(2)イ）。

しかしながら、まず、第１次事件におけるＡ３組合員の生活相談員から生活支援員への配置転換については、若手職員の配置転換である上、同組合員は生活相談員のときは組合の執行部ではなかったなどとの理由で不当労働行為に該当しないと判断されたものである（前記第３の９(5)）。

次に、Ｂ３職員の生活相談員から生活支援員への配置転換については、同職員は組合の組合員であったが、組合の執行部であったかや組合活動への参加の程度は明らかでなく、平成２４年４月１日の配置転換の際は少なくとも辞令の数週間前に内示があったものであるし、平成２７年２月１９日の配置転換の際は事前説明や内示はなかったものの、既に生活支援員の経験があった。また、同職員はこれらの配置転換に異議を申し立てていない（同１０(6)）。

いずれの事案をみても、入職以来約１８年にわたり生活相談員として就労し、平成２６年１０月以降は主任となり、生活支援員の経験はなく、重度睡眠時無呼吸症候群の治療中で、かつ、組合の執行委員長であるＡ１委員長の事例とは、状況が異なり、さらに、本件緊急命令は、直接にはＡ２書記長の配置転換についてではあるとはいえ、組合と協議を行うことを法人に求めており、本件では、Ａ１委員長に対してＡ２書記長に行ったのと同様の生活相談員から生活支援員への配置転換がなされていることも併せ考慮すれば、両者を同列に論じることはできず、法人の主張は上記エの判断を左右しないものである。

(3) 以上のとおり、本件配置転換は、Ａ１委員長にとって不利益な取扱い

であり、かつ、組合の執行委員長であるA1委員長に対し、組合の組合員であることの故をもって行われたものであるといえるから、労組法第7条第1号の不当労働行為に当たると認めるのが相当である。

3 争点2（本件配置転換は、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たるか。）について

本件配置転換は、上記2のとおり、組合と法人の労使関係が厳しく対立する中で、組合のA2書記長に対する不利益な取扱いに関する本件緊急命令を履行するためであるとして、組合の執行委員長であるA1委員長に対し、組合の組合員であることの故をもってなされた不利益取扱いの不当労働行為であり、また、法人においては、A2書記長に対して行われ、しかも不当労働行為と判断されたのと同様の生活相談員から生活支援員への配置転換がなされ、組合の役職者への不利益取扱いを、対象者を異にしつつも継続することとなっている。

こうした取扱いは、客観的にみて、組合の組合員に、組合活動を熱心に行えば自身も何らかの不利益な取扱いを受ける可能性があることと認識させ、組合活動を行うことを萎縮させて抑止する効果が大きいもので、組合を弱体化させる行為であるというべきである。しかも、本件労使関係の下では、法人としてもそのような効果を持つ行為であることは十分認識し、その上で本件配置転換を行ったとみられる（本件配置転換後の団体交渉でも、法人は、本件配置転換によって組合との間で争いが生じることは予想していたと述べており（前記第3の12(1)）、それが労使関係にもたらす影響を予め認識していたことがうかがわれる。）から、労組法第7条第3号の支配介入に該当するものである。

4 争点3（4年配置転換により、本件配置転換についての救済利益は失われたか。）について

法人は、4年配置転換によりA1委員長は企画担当の生活相談員として

本件配置転換前の業務内容と何ら遜色のない業務に就き、さらに、6年1月9日付け辞令により2階担当主任生活相談員に異動し、本件配置転換前と全く同じ業務に復帰したのだから、本件申立てにつき救済の利益がないことは明らかとなった旨主張する（前記第2の4(2)）。

そこで検討するに、A1委員長は、4年4月1日付けで企画立案担当の主任生活相談員に配置転換され、年間行事計画の企画・立案や全体集会の司会進行等の業務を行っていた（前記第3の12(15)）。その後、6年1月9日付けでA1委員長に対し、2階担当主任生活相談員を命じる辞令が発令され、同人は、同年2月1日以降、2階フロア及び就労支援事業を担当する主任生活相談員として、2階利用者からの相談業務（同5(1)生活相談員の業務内容①に該当する業務）を始めとする本件配置転換以前に担当していた業務と同じ業務のほか、同年1月25日から入所している就労支援事業利用者の就労を支援する業務を行っている（同12(17)）。

しかしながら、まず、4年配置転換においては、A1委員長の担当していたとみられる年間行事計画の企画・立案や全体集会の司会進行等は、生活相談員の主要な業務とみることはできず、同人は、担当する階の利用者から相談を受け、それを汲み上げて行政窓口等につなげるという相談業務、利用者の支援内容の検討・策定等の業務その他の生活相談員としての基幹的業務は担当していなかったのであるから、本件配置転換前と同じ生活相談員の業務に復帰したとはいえない。また、6年1月9日付けの配置転換によるA1委員長の2階フロア担当への復帰は、本件申立てから約4年8か月経過した当委員会における再審査の結審後に、1階フロア担当生活相談員であったB4課長の退職を機にようやく行われたものであり（同12(17)）、法人が、その際に、不当労働行為たる本件配置転換の是正措置として、A1委員長を2階フロア担当に復帰させることを検討したり、その旨を同人や組合に説明したりした形跡はないし、復帰に当たり、組合と

協議するなどの対応をしたとも認められない。上記3のとおり、本件配置転換が、A1委員長個人への不利益という被害の他に、組合の被害として、組合活動を萎縮させ抑止する効果をも有する不当労働行為であることも踏まえると、業務内容が従前のA1委員長の担当業務と同等のものとなったとしても、かかる経緯及び態様で行われたA1委員長の2階フロア担当への復帰によって、組合が受けた組合活動への被害が回復したとまでは認められない。

加えて、法人と組合は、遅くとも平成25年頃から、団体交渉の方法やA2書記長の配置転換等をめぐって対立状況にあり、第1次命令及び第2次命令が発出されても法人は命令を履行せず取消訴訟を提起し、両事件とも最高裁が法人の上告不受理を決定するまで紛争が継続したこと（同9、12(12)）、法人は、本件について、初審命令を履行しない旨、初審命令を全て取り消し本件申立ては悉く棄却されるべきである旨主張し、本件配置転換を含め、不当労働行為があったとは認めない姿勢を示し続けていることに加え、本件は、本件緊急命令発出後に、法人が組合書記長を生活支援員から生活相談員に復帰させるに当たり、組合嫌悪の念に基づき、組合やA1委員長との間での協議・説明や本件配置転換以外の選択肢を十分に考慮することなく、同委員長を主任生活相談員から生活支援員に配置転換したことが不当労働行為に当たると認められるところ、法人は現在に至るまで組合との協議等の必要性を否定し続けていることも併せ考えると、法人が同種の不当労働行為を今後繰り返すおそれもあるといわざるを得ない。

以上のとおり、本件配置転換により、組合が受けた被害は回復されたとはいえず、同種の行為の再発のおそれも残っているので、本件における組合の救済利益が失われたとは認められない。

5 救済方法について

A1委員長は、6年1月9日付け辞令により、同年2月1日以降、2階

フロア及び就労支援事業を担当する主任生活相談員として、2階利用者からの相談業務等の本件配置転換前に主任生活相談員として行っていた業務と同じ業務を行っていると思われる（前記第3の12(17)）。そうすると、上記のとおり組合の救済利益が失われたとはいえないとしても、救済方法としては、初審命令主文第1項ないし第3項の救済を命じる必要はないと思料される。ただし、上記4のとおり、法人の不当労働行為により組合が受けた被害は回復されたとはいえず、法人が同種の不当労働行為を今後も繰り返すおそれもあるといわざるを得ないことに照らすと、法人には、組合に対し、以上の判断のように本件配置転換が不当労働行為であると認められたこと、及び今後そのような行為を繰り返さないことを内容とする文書交付を命じるのが相当である。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由はないが、初審命令交付後の事情変更に鑑み、初審命令主文を主文のとおり変更する。

よって、労組法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条に基づき、主文のとおり命令する。

令和6年10月16日

中央労働委員会

第一部会長 山 川 隆 一